

特定産業廃棄物に起因する支障除去等の推進に関する基本的な方向

1 学識経験者からの意見

(1) 安全性確認調査における学識経験者からの意見

安全性確認調査専門会議では、平成18年10月に「直ちに人体への影響など生活環境保全上の重大な支障のおそれはないが、水質調査、廃棄物回収、及び覆土・雨水排水対策が必要である」との意見が出されている。

(2) 四者協議での意見

地元・学識経験者・市・県の四者による協議において、平成20年10月から平成24年7月まで議論してきた結果、次のとおり意見が出されている。

	主な意見
	雨水浸透抑制への対応
	地震時の長大法面崩壊への対応
	既存の崩壊箇所への対応
	今後の維持管理を行ううえでの対応
	中溜池及び西水路側からの染み出し水への対応
	覆土対策によって増加する表流水への対応

(3) 県条例による意見聴取

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第17条の規定に基づき専門的知識を有する有識者（専門委員）から意見聴取を行った。

その結果、以下のとおり意見を頂いた。

ア 行政代執行の必要性

措置命令発出以降、現在においても、埋立区域内の一部で覆土が十分でなく廃棄物が露出していること、処分場法面部の一部の崩落箇所が拡大していること、及び、埋立区域内に浸透した水が第2帯水層を介して外部に拡散していること等から、廃棄物の飛散・流出や浸出水の拡散等、生活環境保全上の支障のおそれがある。

原因者による是正措置が見込めない現状においては、これらの支障のおそれを除去するために、行政代執行によって措置を講ずることはやむを得ないものと判断される。

イ 行政代執行にかかる対策工法

1) 支障等除去の目標

不適正処理された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障のおそれを除去するための目標を以下のとおりとすることが望ましいと考えられる。

廃棄物の飛散流出防止

浸出水の拡散防止

雨水適切排除のための排水路等の整備

2) 対策工法の実施方法

廃棄物の飛散流出防止や浸出水の拡散防止を行うため、以下の対策を実施する必要があると考えられる。

露出廃棄物が飛散流出することを防止するため、且つ、埋立区域内への雨水浸透

を抑制し処分場からの浸出水の拡散を防止するため、適切な覆土等を実施する。既存の崩落箇所については、地形状況及び施工性を考慮した崩落対策を実施する。また、地震時の長大法面の崩落のおそれのある箇所についても、法面の安定性を確保するために必要な対策を実施する。

埋立区域内に降った雨水が廃棄物層に浸透し、汚染された浸透水が中溜池側と西水路側から染み出すことを抑止するため、地質構造等を踏まえて必要な対策を実施する。

処分場に降った雨水については、雨水排水工によって、適切に調整池に導き、調整池で洪水調整を行う。

2 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の基本的な考え方

(1) 支障除去等の基本方針

支障除去等の基本方針は、次のとおりとする。

露出廃棄物の飛散・流出防止

露出した廃棄物が、風雨等により飛散・流出することを防止する。

法面小崩落箇所等からの廃棄物飛散・流出防止

表流水等の影響により、処分場周縁部の小崩落痕が拡大することを防止する。また、地震時において安定性が図られていない箇所の安定性を確保する。

処分場からの汚染地下水の拡散防止

埋立区域内への雨水浸透量を抑止し、処分場からの汚染地下水の拡散を防止する。

処分場法尻部からの染み出し水の流出防止

処分場法尻部の染み出し水が西水路側と中溜池流入水路に染み出すことを抑止する。

(2) 支障除去等の実施の範囲

支障除去等事業の実施に際しては、廃棄物の飛散・流出防止及び浸出水拡散の防止に必要な実施範囲として、図 - 1 対策工範囲のとおりとする。

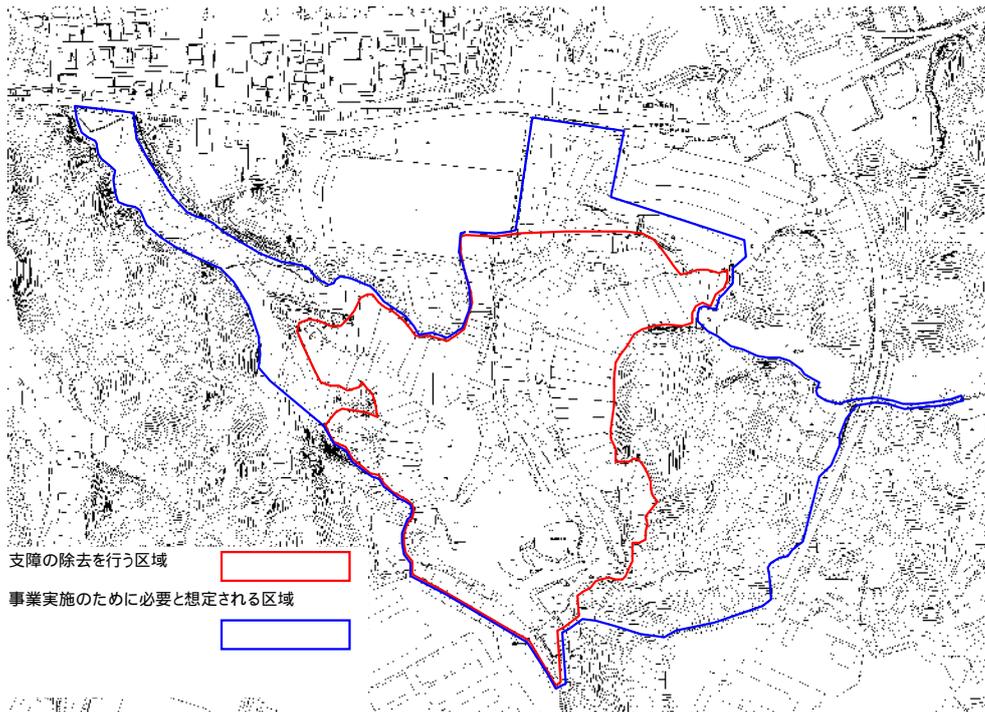


図 - 1 対策工範囲

(3) 生活環境保全上達成すべき目標

不適正処理された廃棄物に起因する生活環境保全上の支障、又はそのおそれを除去するための対策の目標は、以下のとおりとする。(表 - 1)

ア 廃棄物飛散・流出による支障のおそれ

露出廃棄物の飛散・流出及び崩落等による廃棄物の飛散・流出によって、処分場周辺の生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがある。

よって、生活環境保全上達成すべき目標は、「処分場周辺への廃棄物の飛散・流出を防止する」とする。

イ 浸出水拡散による支障のおそれ

埋立区域内からの浸出水が第2帯水層を介し、中溜池、西水路へ染み出しており、処分場周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれがある。

よって、浸出水拡散を防止する必要があることから、生活環境保全上達成すべき目標は、「将来にわたり、中溜池側及び西水路側調整池出口の放流水が環境基準以下を達成し、その状態が保たれる」とする。

表 - 1 生活環境保全上達成すべき目標

目 標	目標達成のために講じる措置
処分場周辺への廃棄物の飛散・流出を防止する	1. 露出廃棄物の飛散・流出防止 2. 法面保護
将来にわたり、中溜池側及び西水路側調整池出口の放流水が環境基準以下を達成し、その状態が保たれる	1. 雨水浸透抑制 2. 浸出水拡散防止

(4) 支障除去等の工法の検討

「支障除去等の基本方針」を踏まえた当該地における支障除去等の工法として、次の3案について比較検討を行った。

第1案 覆土+雨水排水対策+水処理

第2案 覆土+雨水排水対策+染み出し抑止

第3案 シートキャッピング

3案の支障除去等の工法の比較を表 - 2 に示す。

平成22年12月の「対策工法骨子案」に係る基本合意書締結以降、平成24年7月の第14回四者協議にかけて学識経験者間協議、四者協議等にて検討した結果、

覆土+雨水排水対策を実施することにより雨水浸透の抑制が図られること。

覆土対策を実施しても西水路側から染み出す浸出水については、染み出し抑止工を設置することにより、染み出し水を抑止することが可能であること。

中溜池側の浸出水対策については、覆土対策を実施することにより処分場内への雨水の浸透量は低減することが出来るものの、雨水浸透よりも周辺地下水の影響を受けて浸出水が発生している状況であるが、染み出し抑止工を設置することにより、染み出し水を抑止することが可能であること。

工事費及び維持管理費といったトータルコストが小さいこと。

等の理由から、第2案「覆土+雨水排水対策+染み出し抑止」が最も合理的であると判断した。

また、各工法の選定にあたっては、支障除去等に係る効率や事業に要する費用等の面から最も合理的と判断される方法とした。

覆土工に関する対策案

覆土工対策については、埋設されている廃棄物の安定化を図ることを目的にある程度雨水を浸透させるよう遮水層なしの覆土構造を選定した。

雨水調整池

覆土工、雨水排水対策工により増大する雨水流出量に対応するため雨水調整池を3箇所設置する。

法面安定の確保に関する対策

廃棄物の撤去を伴わない方法として押え盛土工を選定した。

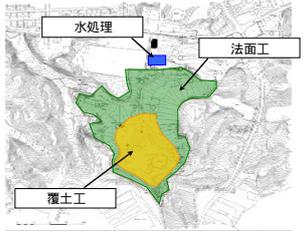
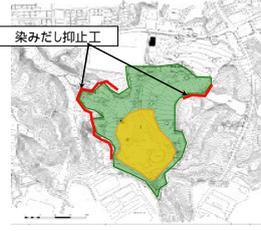
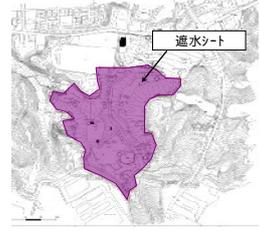
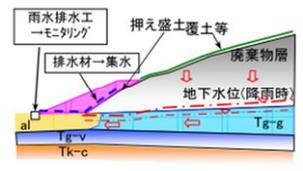
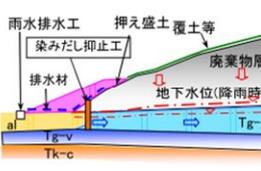
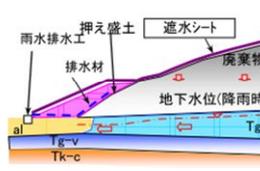
法面保護に関する対策

廃棄物の撤去を伴わない方法として厚層基材吹付工、連続繊維補強土を選定した。

染み出し抑止工に関する対策

経済性や廃棄物層への影響等から壁体構造を選定した。

表 - 2 対策工法比較検討表

項目	1. 覆土 + 雨水排水対策 + 水処理	2. 覆土 + 雨水排水対策 + 染み出し抑止	3. シートキャッピング
概要	<p>・覆土により雨水を表面排水して浸透を抑制し、浸出水拡散を抑制する。</p> <p>・法面部は緑化層より露出廃棄物の飛散・流出を防止する。</p> <p>・中溜池及び西水路の染み出し水は押え盛土工の下部に設置した排水材により集水し、水処理して放流する。</p>	<p>・覆土により雨水を表面排水して浸透を抑制し、浸出水拡散を抑制する。</p> <p>・法面部は緑化層より露出廃棄物の飛散・流出を防止する。</p> <p>・中溜池及び西水路の染み出し水は染み出し抑止工を設置して、地下水の流れを南東側に深く潜り込んでいる第2帯水層に導水する。</p>	<p>・処分場全体を遮水シートで覆い、シートにより雨水を表面排水して浸透を抑制し、浸透水拡散を抑える。</p> <p>・染み出し水は雨水浸透が抑止されるので発生しないと考えられる。</p>
概要図			
			
メリット	<p>・覆土工、厚層基材吹付工など一般的な工法なので施工が容易である。</p>	<p>・水処理関連施設が不要。</p> <p>・染み出し抑止工により汚染水の拡散抑止効果が高い。</p> <p>・維持管理コストがかからない。</p>	<p>・遮水シートにより雨水浸透が完全に抑止されるので汚染地下水の拡散防止効果が高い。</p> <p>・水処理関連施設が不要</p> <p>・不法投棄対策として実績が豊富にある。</p>
デメリット	<p>・継続的なモニタリングが必要となるため、長期間の管理が必要となる。</p> <p>・水処理施設が必要となり、インシヤルコストや維持管理コストがかかる。</p>	<p>・染み出し抑止工は、地下水流を南東側の第2帯水層まで導く対策なので、埋立地からの地下水流評価を十分に行う必要がある。</p> <p>・染み出し抑止工を回り込む地下水流が無いが長期間モニタリングする必要がある。回り込む地下水流が発生すると、新たな汚染が発生することになる。</p>	<p>・遮水シートで全面を覆うので埋立物は安定化できない。長期間の管理が必要となる。</p> <p>・法面部の遮水シートには覆土が無いので劣化が早まり、定期的な交換が必要がある。</p> <p>・場内からの雨水流出量が覆土より増加するためより大きな調整池が必要となる。</p>
確実性	<p>・覆土は実績も豊富で、排水勾配により雨水浸透が抑制され、浸出水の外部拡散を抑制することができる()。</p> <p>・法面部は厚層基材吹付工により、露出廃棄物の飛散・流出を防止できる()。</p> <p>・染み出し水の流出は完全に防止できない()。</p>	<p>・覆土は実績も豊富で、排水勾配により雨水浸透が抑制され、浸出水の外部拡散を抑制することができる()。</p> <p>・法面部は厚層基材吹付工により、露出廃棄物の飛散・流出を防止できる()。</p> <p>・染み出し抑止工は、第2帯水層からの表面流出を防止できるが、抑止工を回り込む地下水流が発生しないようにする必要がある()。</p>	<p>・処分場全面に遮水シートを敷設するので、場内への雨水浸透が抑止され、浸出水の外部拡散を完全に抑えることができる()。</p>
安全性 (リスクの低減効果)	<p>・覆土により雨水浸透量は小さくなるが、ある程度は浸透するので廃棄物の安定化は図れる()。</p> <p>・地表への染み出しに対しては集水するだけなので、地下水汚染リスクは変わらない()。</p>	<p>・覆土により雨水浸透量は小さくなるが、ある程度は浸透するので廃棄物の安定化は図れる()。</p> <p>・抑止工により地表流出がなくなるので地下水汚染リスクは小さくなる()。</p>	<p>・雨水が浸透しないので、廃棄物の安定化が図れない。廃棄物の汚染リスクはそのままである(×)。</p> <p>・廃棄物からの浸出水はほとんど出てこなくなるので地下水汚染リスクは小さい()。</p>
施工性	<p>・覆土工は通常の転圧施工のため施工性は問題ない()。</p> <p>・法面の厚層基材吹付工は、実績も豊富で急勾配施工も問題ない()。</p>	<p>・覆土工は通常の転圧施工のため施工性は問題ない()。</p> <p>・法面の厚層基材吹付工は、実績も豊富で急勾配施工も問題ない()。</p> <p>・染み出し抑止工は廃棄物層の巻き込みに注意する必要がある()。</p>	<p>・遮水シートの施工は実績が豊富である()。</p> <p>・法面部の下地処理として伐採、整地が必要となり、廃棄物が露出しているので平坦処理が困難となる()。</p>
経済性 (初期コスト直工のみ)	<p>・20億以下</p> <p>・20～30億</p> <p>・30億以上</p>		
総合評価	<p>・染み出しの流出を完全に抑止できず、水処理のコストも高価となる。</p>	<p>・水処理が不要で、コストがケース3の次に安価である。</p>	<p>・経済性は最も良いが、廃棄物が安定しないため半永久的な管理となる。</p>

(5) 支障除去等の実施方法

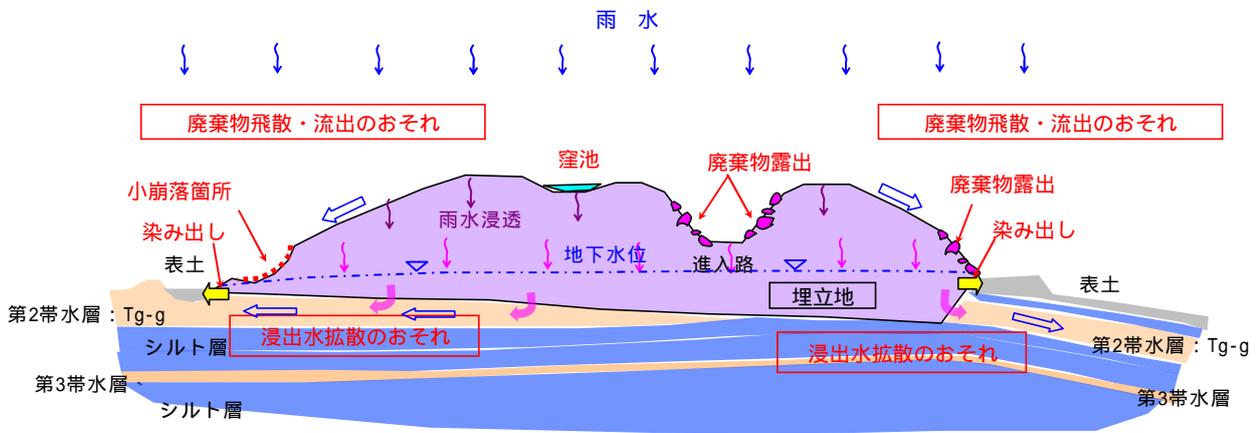
表 - 3 に支障除去対策等の実施方法を示す。

また、図 - 2 に対策後のイメージ図を示す。

表 - 3 支障除去対策等の実施方法

目 標	目標達成のために講じる措置	対策
処分場周辺への廃棄物の飛散・流出を防止する	1．露出廃棄物の飛散・流出防止 2．法面保護	覆土工 雨水排水工 調整池 厚層基材吹付工 押え盛土工 連続繊維補強土工
将来にわたり、中溜池側及び西水路側調整池出口の放流水が環境基準以下を達成し、その状態が保たれる	1．雨水浸透抑制 2．浸出水拡散防止	覆土工 雨水排水工 調整池 染み出し抑止工

【対策前】



【対策工】
 覆土工+雨水排水工+調整池（雨水浸透抑制）
 覆土工+染み出し抑止工（浸出水流出防止）
 覆土工+厚層基材吹付工（廃棄物飛散流出防止）
 押え盛土工、連続繊維補強土工、厚層基材吹付工（法面保護工）

【対策後】

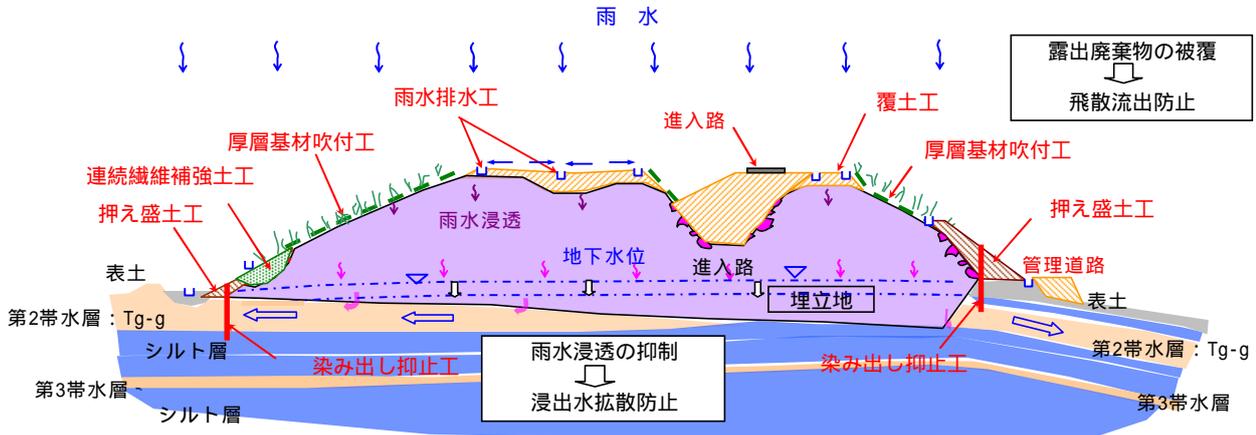


図 - 2 対策後のイメージ図

特定産業廃棄物に起因する支障除去等の内容に関する事項

1 特定支障除去等事業の実施に関する計画

(1) 廃棄物の飛散流出防止

ア 廃棄物の飛散流出防止対策

当該地内への雨水浸透を抑制し、処分場からの汚染地下水の拡散防止を図るとともに、露出廃棄物の飛散流出防止を図るため、覆土工対策を実施する。

覆土構造については、長期的な観点から埋設されている有機物の分解を促進し、処分場の安定化を図るため、遮水層なしの覆土構造とする。

また、雨水排水工を処分場内に整備することにより、表流水（雨水）と汚染地下水を分離し、新設する調整池 3 箇所へ放流するとともに、処分場天端部より雨水を下流域に流下させる。

調整池については、覆土工によって増加する表流水に対応する容量とする。

イ 法面の安定化対策

法面の小崩落箇所については、連続繊維補強土工を行うとともに、法面部の廃棄物露出箇所については、厚層基材吹付工を行う。

また、地震時の安定性が保たれていない法面については、押え盛土工を設置し、地震時の法面の安定性を確保する。

(2) 汚染浸出水の拡散防止

ア 染み出し抑止対策

中溜池流入水路や西水路付近で確認されている染み出し水の原因である処分場内の地下水位の変動を抑制するため、天端部に覆土対策を行うとともに、染み出し抑止対策を実施する。

四者協議等での意見を踏まえた全体計画図（イメージ図）を図 - 1 に示す。

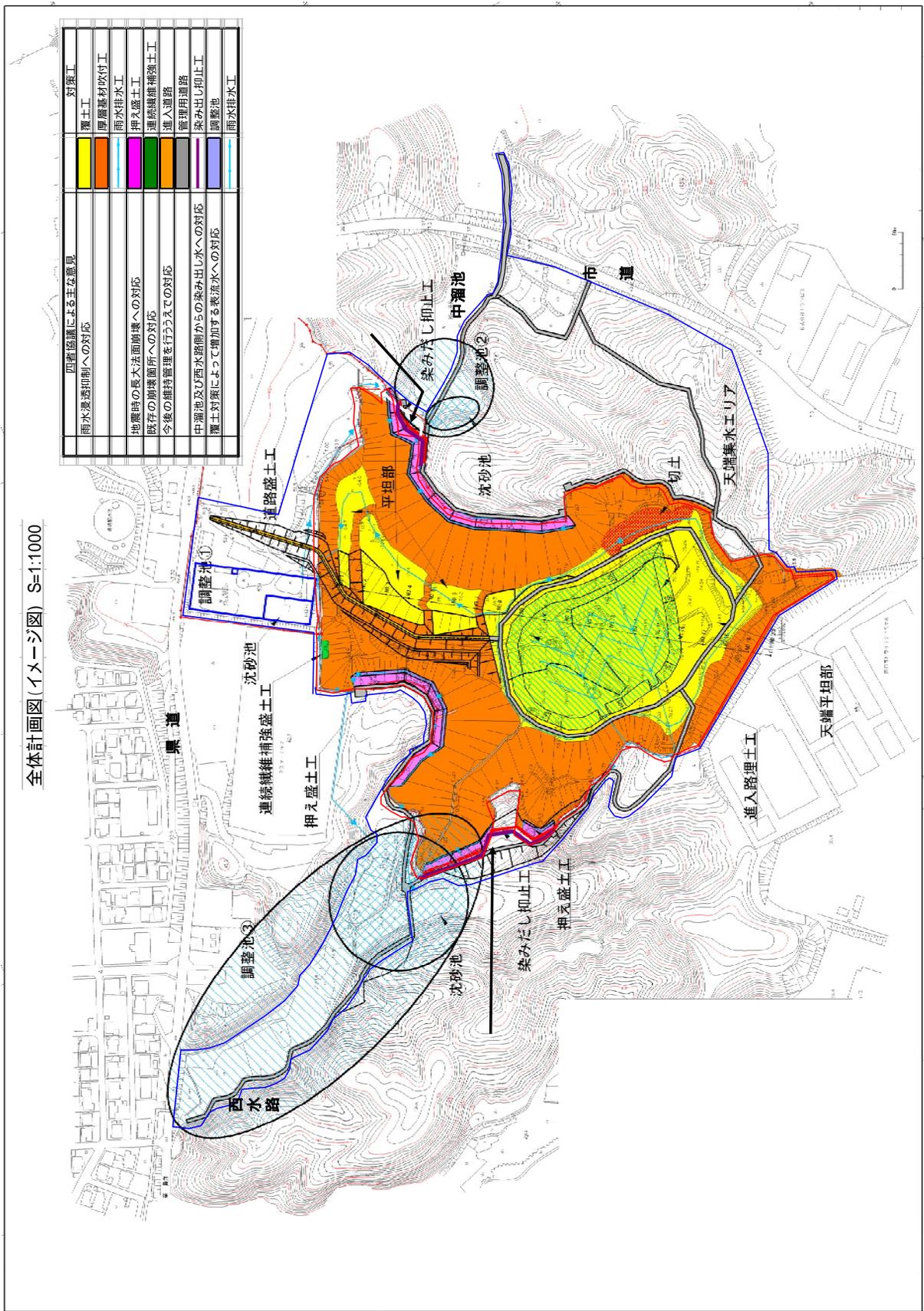


図 - 1 全体計画図(イメージ図)

(3) モニタリング

モニタリングは、現在測定を行なっている箇所(図 - 24)を基本とし、対策中及び対策後において、対策工の有効性や新たなリスクが発生していないかを確認し、図 - 2に示す 5 つのエリアに分けて評価するとともに必要に応じてモニタリング箇所等について追加を検討する。

また、対策中及び対策後のモニタリング計画は、表 - 2、 - 3に示すとおりである。

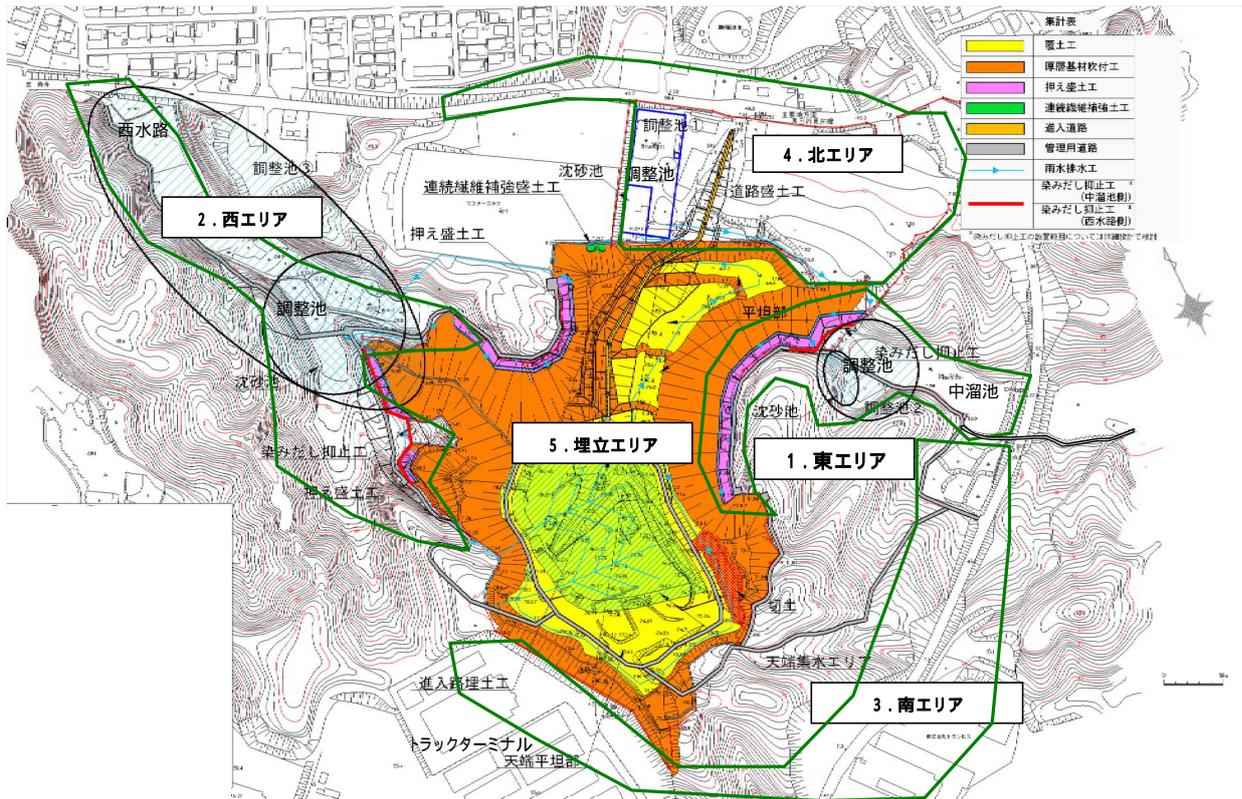


図 - 2 モニタリングエリア

表 - 2 対策中のモニタリング計画

エリア	管理項目	測定場所
1. 東エリア	地下水水質	H16-8
	表流水水質	流入水路 中溜池 中溜池余水吐
2. 西エリア	地下水水質	H16-5, H16-10, H23-1
	表流水水質	西水路 西水路最下流部 西水路西側水路
3. 南エリア(帯水層潜込み)	地下水水質	H17-29, H16-9, H17-30, H21-2
	表流水水質	トラクターミナル
4. 北エリア	地下水水質	H16-6, H16-7, H21-1
	表流水水質	平津団地 中溜池
5. 埋立エリア	浸出水水質	H16-15, H16-17, H16-18, H16-20, H16-21, H16-25, H16-27, H19-1, H19-2, H19-3
	発生ガス、温度	H16-18, H16-20, H19-1
6. 全域 (対策中の影響評価)	粉じん量	大矢知側
	粉じん中の重金 属含有量	八郷側

表 - 3 対策後のモニタリング計画

エリア	有害物質		土木的リスク	
	管理項目	測定場所	管理項目	点検内容
1. 東エリア	地下水水質	H16-8	覆土工 押え盛土工 厚層基材吹付工 管理用道路 染み出し抑止工 雨水排水工、調整池	目視点検 (覆土、押え盛土や厚層基材の表層浸食、調整池の沈下、雨水排水工の閉塞、管理用道路の劣化や損傷)
	表流水水質	調整池 流出口 中溜池 中溜池余水吐		
2. 西エリア	地下水水質	H16-10, H23-1, H16-5	覆土工 押え盛土工 厚層基材吹付工 管理用道路 染み出し抑止工 雨水排水工、調整池	目視点検 (覆土、押え盛土や厚層基材の表層浸食、調整池の沈下、雨水排水工の閉塞、管理用道路の劣化や損傷)
	表流水水質	調整池 流出口 西水路 西水路最下流部		
3. 南エリア(帯水層潜込み)	地下水水質	H17-29, H16-9, H17-30, H21-2	覆土工 厚層基材吹付工	目視点検 (覆土や厚層基材の表層浸食)
	表流水水質	トラクターミナル		
4. 北エリア	地下水水質	H16-6, H16-7, H21-1	覆土工 厚層基材吹付工 連続繊維補強土工 雨水排水工 調整池	目視点検 (覆土、厚層基材や連続繊維補強土の表層浸食、調整池の沈下、雨水排水工の閉塞)
	表流水水質	調整池 流出口 平津団地 中溜池		
5. 埋立エリア	浸透水水質	H16-15, H16-17, H16-18, H16-20, H16-21, H16-25, H16-27, H19-1, H19-2, H19-3	覆土工 雨水排水工 天端部集水エリア	目視点検 (覆土の表層浸食、調整池の沈下、雨水排水工や天端集水エリアの閉塞)
	発生ガス、温度	H16-18, H16-20, H19-1		

なお、モニタリングを継続する中で新たに発生したリスクへの対応や新工法の適用の可能性等について、中間検証（フォローアップ）を実施し、必要に応じて、追加の対策等の要否を検討していく。

ここでいう中間検証とは、支障除去等対策を実施する中で新たに発生したリスクへの対応や新工法の適用の可能性の検討などを行うことをいい、状況に応じて、工期の短縮化や経費削減を行うことも含まれている。

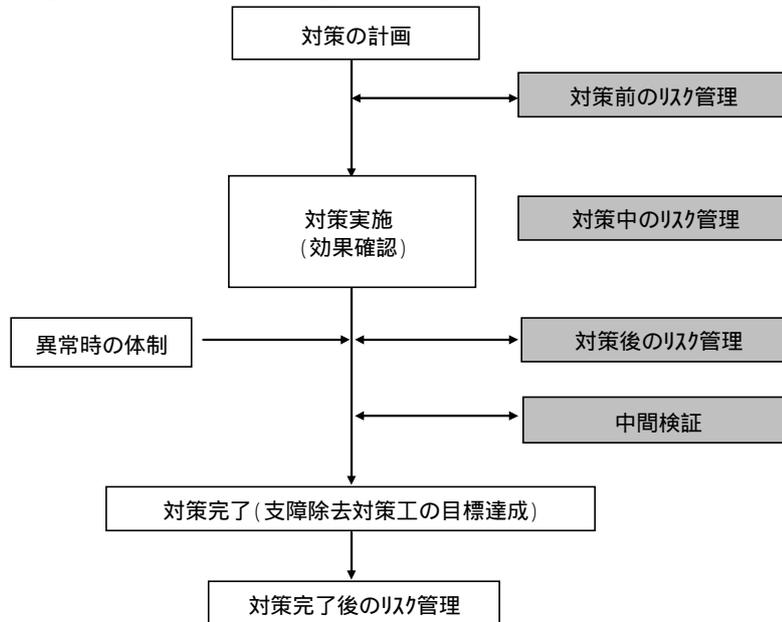


図 - 3 中間検証の位置付け

2 特定支障除去等事業の実施予定期間

特定支障除去等の実施スケジュールは、表 - 4 のとおりであり、その概要は次のとおりである。

また、対策の実施予定期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までとする。

表 - 4 特定支障除去等対策実施のスケジュール

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年
1 覆土工					←→	←→					
2 厚層基材吹付工							←→	←→	←→		
3 染出し抑止工(中溜池側)							←→				
4 押え盛土工(中溜池側)							←→				
5 排水路工(中溜池側)								←→			
6 染出し抑止工(平津側)									←→		
7 押え盛土工(平津側)										←→	
8 排水路工(平津側)										←→	
9 連続繊維補強土工										←→	
10 進入道路	←→										
11 管理用道路(中溜池側)			←→	←→							
12 管理用道路(平津側)					←→	←→					
13 雨水排水工							←→				
14 調整池(処分場入り口側)	←→										
15 調整池(中溜池側)		←→									
16 調整池(平津側)				←→	←→	←→					
17 対策中のモニタリング	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	
18 対策後のモニタリング(効果確認)										←→	←→

3 特定支障除去等事業に要する費用等

特定支障除去等事業に要する費用等については、現在、精査中です。

(1) 概算工事費

表 - 5 特定支障除去等事業に要する費用等

区分	費目	事業費 (百万円)
工事費	覆土工	163
	雨水排水工	283
	調整池	1,502
	厚層基材吹付工	408
	押え盛土工	78
	連続繊維補強土工	3
	染み出し抑止工	95
	進入道路・管理用道路	548
	小計	3,080
管理作業費	モニタリング費	300
	小計	300
その他経費	事務費	20
	小計	20
合計		3,400

(2) 年度別工事費

表 - 6 特定支障除去等事業に要する年度別工事費

(単位 百万円)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	合計
1 覆土工					82	81						163
2 厚層基材吹付工							99	205	105			408
3 染み出し抑止工(中溜池側)							50					50
4 押え盛土工(中溜池側)							27					27
5 排水路工(中溜池側)								11				11
6 染み出し抑止工(平津側)								45				45
7 押え盛土工(平津側)									51			51
8 排水路工(平津側)									71			71
9 連続繊維補強土工									3			3
10 進入道路		139										139
11 管理用道路(中溜池側)			90	120								210
12 管理用道路(平津側)					99	100						199
13 雨水排水工							201					201
14 調整池(処分場入り口側)		323										323
15 調整池(中溜池側)			330									330
16 調整池(平津側)				298	241	310						849
17 対策中のモニタリング		30	30	30	30	30	30	30	30			240
18 対策後のモニタリング(効果確認)										30	30	60
事務費(旅費及び庁費)		3	3	3	3	3	2	2	1	0	0	20
合計	0	495	453	451	455	524	409	293	260	30	30	3,400

端数処理のため合計が一致しないことがある。

特定産業廃棄物の処分を行った者等に対し県が講じた措置及び講じようとする措置の内容

1 県が講じた措置

本県は、特定産業廃棄物の処分を行った川越建材及び役員等、違法に廃棄物を搬入した排出事業者等の有無、及び土地所有者等の責任追及の可能性について調査した。

(1) 処分を行った者への法的措置

ア 措置命令（平成19年1月31日）

本県は、川越建材及び代表者に対し、廃棄物処理法第19条の5第1項第1号の規定により、措置命令を発出した。

<命令内容>

廃棄物の飛散流出防止対策

降雨時に廃棄物層への雨水の浸透を抑制し、汚染された地下水が周囲へ拡散することを防止するための覆土及びその管理

埋立区域内の雨水を適切に排除するための排水路等の整備及びその管理

イ その他の主な行政処分等

平成5年9月2日警告文書

処分場外への廃棄物の投棄について警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導

平成6年1月7日警告文書

処分場外への廃棄物の投棄について警告し、違法に処分された廃棄物の撤去を指導

平成6年3月31日改善命令

産業廃棄物処理基準違反により、廃棄物処理法第19条の3の規定による改善命令（流出した廃棄物の撤去）を発出

平成6年8月12日改善命令

産業廃棄物処理施設に係る構造基準及び維持管理基準違反に対して、廃棄物処理法第15条の3の規定による改善命令（廃棄物の投入は処理施設内とすること等）を発出

平成24年2月27日告発

廃棄物処理法19条の5の規定による措置命令に違反したことから、川越建材及び代表者を告発（平成24年10月22日に書類送検）

(2) 行政代執行

原因者からは、平成24年2月28日に措置命令を履行する資力及び能力がなく命令を履行できない旨の文書が提出されたことから平成24年9月11日から県単費により覆土・雨水排水対策等の工事にかかる現地測量を開始し、それに加えて、地質調査、詳細設計を実施している。

(3) 排出事業者に対する法的措置

県は、平成17年度に聴き取り調査(13社)、平成18年度から19年度にかけて廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収(13社)を実施したが、今のところ排出事業者の不適正処理の事実は認められていない。

また、それ以降、新たな排出事業者が把握できたことから、平成21年度にアンケート調査(126社)、平成22年度に報告徴収(108社)を実施し、提出された報告書を精査しているが、今のところ排出事業者の不適正処理の事実は認められていない。

(4) 土地所有者に対する法的措置

県は、平成17年度に土地所有者に対して、説明会を開催し、アンケート調査(96名)を実施した。また、平成18年度からは土地登記簿に基づき、土地所有者の変遷について調査を進め、その把握に努めてきたところである。

さらに、平成20年度には、新たな土地所有者を追加し個別の聴き取り調査(58名)を実施し、継続して調査を行ってきているが、今のところ土地所有者の中で原因者の不適正処理に関与した事実は認められていない。

2 今後講じようとする措置等

(1) 排出事業者への責任追及(廃棄物処理法第19条の5及び第19条の6の対象者に対する措置命令)

今後、新たな違反事実や排出事業者が判明した場合は、報告徴収を実施し、必要に応じて措置命令を発出するなど責任の追及を行う。

また、廃棄物処理法の趣旨や産廃特措法の基本方針に基づき、排出事業者に対して自主的な措置を求めるなどさらに厳しく責任の追及を行う。

(2) 土地所有者への責任追及(廃棄物処理法第19条の5の対象者に対する措置命令)

今後、新たな違反事実等が判明した場合は、措置命令を発出するなど責任の追及を行う。

(3) 費用求償

川越建材は平成21年5月18日に解散登記がなされ、清算法人に移行し、同法人の代表取締役であった1名は死亡(H13.11.11)している。

被命令者である川越建材及び代表者は、平成24年2月28日に措置命令を履行する資力及び能力がなく命令を履行できない旨の文書を提出していることから、県は、同年9月11日から県単費にて行政代執行による現地測量等に着手している。

今後、産廃特措法に基づく国の支援を得て、行政代執行により支障の除去等措置を講じることとしている。

なお、平成24年3月時点で、原因者からは約4,300万円の資金を確保させており、県単費による行政代執行(現地測量、地質調査、詳細設計)の実施後、費用求償を実施するとともに、支障の除去等措置に要する費用についても、求償を行っていく。

また、今後、排出事業者など不適正処理に関与した者が把握できた場合は、措置命令の発出を行い、費用求償を行うなど徹底した責任追及を行っていく。

県の対応状況の調査と不適正処分の再発防止策

過去の県の対応状況を検証し、今後の再発防止に資するため、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年三重県条例第38号）に基づき設置した「特定産業廃棄物事案に係る調査検討委員会」（以下、「調査検討委員会」という。）にて審議を行った。

調査検討委員会は、平成19年7月から平成21年1月にかけて、当該事案における昭和56年の事業開始から平成19年1月の措置命令発出までの県の対応と再発防止策の調査検討を行い、平成21年1月に調査検討報告書を取りまとめた。（第1次調査検討委員会）

その後、産廃特措法に基づく実施計画（案）を提出するにあたって、調査検討委員会では、平成23年10月から平成24年9月にかけて、措置命令発出後から平成24年7月までの県の対応と再発防止策の取組状況について調査検討を行い、平成24年10月に調査検討報告書を取りまとめた。（第2次調査検討委員会）

1 第1次調査検討委員会

(1) 調査検討の概要

当該事案について、初期段階で不適正処理を未然に防ぎ得なかったかを検証するとともに、川越建材が四日市市大矢知町地内で産業廃棄物を処分する事業を開始した昭和56年3月25日から、県が原因者に対し措置命令を発出した平成19年1月31日までの期間における県の対応について検証を行った。

具体的な調査方法としては、当時の経緯や原因等を明らかにしていくために、調査対象とした関係機関が保管している当該事案に係る公文書及び当時の関係者からの聴取り調査により事実関係を把握する方法で検証を行った。

なお、第1次調査検討委員会は平成19年7月から平成21年1月までの間で10回開催した。

表 - 1 に第1次調査検討委員会委員名簿、表 - 2 に第1次調査検討委員会開催状況を示す。

表 - 1 第1次調査検討委員会委員名簿

委員長	田中 勝	岡山大学大学院 環境学研究科 教授
委員	小賀野 晶一	千葉大学大学院 専門法務研究科 教授
委員	佐脇 敦子	弁護士
委員	西川 源誌	弁護士
委員	宮本 融	北海道大学公共政策大学院 特任准教授

所属・職名については、委員会設置当時（平成19年7月）で記載

表 - 2 第1次調査検討委員会開催状況

回	期日	場所	概要	備考
1	平成 19 年 7 月 9 日(月)	四日市港ポ ートビル	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会条例の確認 ・委員長の選任 ・事案の概要及び経緯の確認 ・委員会の調査検討事項の確認 会議に先立ち現地視察	公開
2	8 月 27 日(月)	名古屋市中 小企業振興 会館 (吹上ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事案に関する許認可等の変遷 の確認 ・論点となる対象事案の事実関係の 把握、確認(第1期) ・論点の整理 	公開
3	10 月 25 日(木)	ウィルあい ち (愛知県女 性総合セ ンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・論点となる対象事案の事実関係の 把握、確認(第2期) ・論点の整理 	公開
4	平成 20 年 1 月 17 日(木)	ウィルあい ち (愛知県女 性総合セ ンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・論点となる対象事案の事実関係の 把握、確認(第3期前半) ・論点の整理 	公開
5	4 月 25 日(金)	ウィルあい ち (愛知県女 性総合セ ンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事案の事実関係の把握、確認 (第3期後半) ・県(事務局)による聴取り調査の とりまとめ(第1期、第2期)結 果報告 	公開
6	7 月 1 日(火)	ウィルあい ち (愛知県女 性総合セ ンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・県(事務局)による聴取り調査の とりまとめ(第3期)結果報告 ・委員会による聴取り調査の実施方 法等の検討 	公開 非公開
7	7 月 24 日(木)	四日市港ポ ートビル	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会による聴取り調査実施 	非公開
8	9 月 1 日(月)	名古屋国際 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会による聴取り調査結果のと りまとめ ・県が行った措置等にかかる評価及 び再発防止の検討 	公開
9	11 月 18 日(火)	ウィルあい ち (愛知県女 性総合セ ンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行った措置等にかかる評価及 び再発防止の検討 ・調査検討報告書(案)の検討 	公開
10	平成 21 年 1 月 29 日(木)	ウィルあい ち (愛知県女 性総合セ ンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査検討報告書のとりまとめ 	公開

(2) 調査検討の方法

ア 調査・検討の考え方

県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物処理法、三重県産業廃棄物処理指導要綱に照らして、次のような観点から、当該事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにした。

行使すべき権限を行使していたか。

権限の行使が内容や時期において適切であったか。

地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記 を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。

イ 調査の方法（具体的な調査手法）

調査対象とした関係機関が保管している当該事案に係る公文書及び当時の関係者からの聴き取り調査により事実関係を把握した。

なお、第2次調査検討委員会においては、これらの項目にあわせて、「再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価」として、第1次調査検討委員会での提案・提言の取組状況及び成果について検討し、改善策を提案・提言した。

(3) 県の対応の問題点

平成21年1月に「特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書」が取りまとめられた。その概要は以下のとおり。

ア 県の対応に関する総合的な評価

処分場及び事業者に対する県の認識

対象事案の最終処分場は、昭和52年に最終処分場の設置に係る届出制が導入される以前から使用されていた「旧処分場」として認められ、昭和56年3月から本格的な埋立行為が始まっている。施設の構造としては、遮水シートや浸出水処理施設等も備えられていない、いわゆる「安定型」であったが、当初の埋立許可品目としては、鑄物砂（鋳さい）等の埋立ても認められていた。

昭和63年11月、県は、この処分場に関しての最初の対応方針を検討しているが、当初の処分業許可から7年余り、特に目立った苦情等もなかったこと、また、「安定型」処分場であるという認識の甘さ、他の懸案事案への対応の必要性や組織体制の不十分さもあり、違法な無断拡大行為を把握確認できなかった。

平成元年10月の期限付き許可への切替え時に、埋立許可品目は、現在の安定型産業廃棄物のみ（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類）となったが、すでに大幅な違法拡大は進んでしまっていた。

また、県に対する事業者の対応については、強硬な姿勢を示しておらず、あくまで従順なものであり、改善する意思を見せていたこともあったことから、当時、県は、厳しい行政処分を行うよりも、事業者に事業を継続させながら、行政指導によって是正を進めるという方針を選択している。

処分場や事業者に対する認識の甘さが、結果として、最初の違法な無断拡大を追認し、さらに、その後の継続的な違法拡大を招いており、当時の法基準のもと、規制指

導対応に限界があったとしても、行政指導の甘さに繋がっていたと言わざるを得ない。
指導監督権限の行使の妥当性

「行政処分の指針について(通知)(平成13年5月15日付け環廃産第260号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長発)」では、“従来、都道府県においては、違反行為に対して口頭の注意や環境衛生指導票の交付といった行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられるところである”と指摘されているとおり、当該通知が出されるまでは、全国的にも、行政指導が違反行為に対する主な是正手段であるという実態があった。

行政指導は、法的効果は伴わないが、事案の特性や事情も考慮しながら、迅速かつ柔軟な対応ができ、改善する意思を見せている事業者に対しては、有効な是正手段として用いられてきていた。

対象事案に関しても、平成6年3月に産業廃棄物処理基準違反による改善命令を発出するまでは、口頭や文書による警告を発出し、是正を促すという行政指導を繰り返している。

違反行為を確認した時点時点での指導として、現状を把握確認することや一時的な違法行為の停止等には効果があった対応も見受けられるが、改善指導文書の「発出」やそれに伴う届出等の「受理」という行為自体が目的となってしまう、その後の改善指導が効果的に行われず、実効性を伴っていないという状況も否定できない。

平成6年3月の改善命令以後、平成6年8月の産業廃棄物処理施設に対する構造基準等の違反による改善命令の発出や平成6年10月の許可期限到来による許可失効によって、当該処分場を「事実上の機能停止」に追い込んだことは、その当時としては、可能な限りの行政対応を検討し実行したという部分では評価できるものの、その後については、是正措置のための実行可能な方針決定や効果的な行政指導が行われておらず、この問題を長期化させてしまっている。

特に、平成2年2月の変更届提出後については、それに至った経緯や状況を考えれば、違法行為の再発の可能性が非常に高いと予見し、更なる拡大を防止するための重点的な指導が必要であった。

地域住民及び関係機関等との連携

地域住民からの苦情通報等にかかる対応や四日市市や他法令所管の関係機関等との連携については、業務報告書の記録や当時の関係者からの聴取り調査によれば、各種苦情や通報等に対しては、限られた人員の中、できるだけ迅速に対応し、調査や説明等に努め、また、四日市市や他の関係機関等とも打合せ会議の開催や連携した調査対応等、適時に連携しつつ対応してはいるものの、内容としては対症療法的な部分もあり、真の課題解決にまでは至っていないのも事実である。

特に、当該地域で計画されていた開発計画に関連した内容については、各関係機関が把握している情報は適宜提供されているものの、それぞれの機関の担当者がそこまで注意深く見ておらず、主体的な考えにもならず、また、一体的な連携対応にもなっていないことから、全体の問題解決を図る意味での十分な連携には至っていない。

事実として、平成6年10月に許可失効した後の数年間(平成10年頃迄)は、処分場本体に関する記録も希薄であり、関連する情報等もあまり積極的に入手しておら

ず、あたかも当該問題がなくなると認識していたような時期さえもある。

許可失効が目的ではなく、「是正措置が目的」であることを十分認識した積極的な情報収集と関係機関との密な連携が必要であった。

県の組織体制

対象事案の最終処分場が稼働していた当時（昭和56年度～平成6年度）本庁での産業廃棄物行政担当者は数名程度しか配置されていなかった。

また、監視指導担当としては、昭和62年度に設置されたが、当初は、全県を2～3名でパトロールしているという実態であり、地域機関とも連携して立入検査等を行ってはいたが、全県的に効果的かつ十分な監視指導が行われていたとは言い難く、特定の懸案事項への対応に多大の時間を費やしていた状況が見られた。

地域機関でも、産業廃棄物行政専任の担当者が十分に配置されているわけではなく、環境（公害）行政に係る規制指導業務と併せて対応していた。

特に、対象事案に対応していた四日市地域（当時の四日市保健所管内）については、県に強硬に反抗し懸案化した廃棄物処理業者が多かったうえに、工業地帯も抱えていたことから規制の対象となる工場・事業場も多く、昭和40年代から平成初期の頃は、まだまだ公害関係の課題や問題も残っていたという時代でもあった。

平成9年度頃から廃棄物監視指導に係る組織体制は充実してくるが、法令改正等に伴う業務増が見込まれないと廃棄物担当部局全体の組織体制が強化されないという実情等もあった。

対象事案だけではなく他の事案に係る課題等も含め、質・量ともに膨大で複雑な産業廃棄物行政に対応するために必要な人員の確保と組織体制の強化を戦略的に進めることが必要であった。

（４）結論

保管されていた公文書の記録や関係者からの聴取り調査等によれば、それぞれの時期にこの対象事案に関わった産業廃棄物行政担当者は、限られた組織人員体制のもと、四日市地域という特性もあり、日々、公害及び廃棄物に関する多くの苦情や懸念事項を抱え、それらへの対応に多く時間を費やしていた実態もあり、そういうやむを得ない状況や事情のなかで、それぞれの担当者が努力していたことは窺い知れるところである。

しかし、結果的には、広大な面積や容量の拡大を防止できず、今もなお、当該処分場周辺の住民等に不安を与え続け、社会的にも批判されるような結果を招いているのも事実であることから、対象事案の論点として考えられた個別対応の評価やそれを踏まえた総合的な評価としては、厳しい評価をせざるを得ない。

このような対象事案の変遷の結果によって、周辺地域の生活環境保全上の支障のおそれを生じさせていることの責任の大半は事業者にあることは言うまでもないが、指導監督権限を有し、廃棄物行政を担う県（組織）としての対応は不十分さ等もその要因のひとつとなっていることは否定できない。

このことから、県としては、これまでの行政対応を振り返り、このようなことが二度と起きないようにするため、様々な再発防止策を考え、そして効果的に実行していく責任がある。

2 第2次調査検討委員会

(1) 調査検討の概要

第1次調査検討委員会以降平成24年7月末までの県の対応状況を検証し、今後の再発防止に資するため、第2次調査検討として平成23年10月から平成24年9月までの間で7回に亘り審議を行った。

なお、表 - 3 に第2次調査検討委員会委員名簿、表 - 4 に第2次調査検討委員会開催状況を示す。

表 - 3 第2次調査検討委員会委員名簿

委員長	田中 勝	鳥取環境大学特任教授
委員	北見 宏介	名城大学准教授
委員	佐脇 敦子	弁護士
委員	西川 源誌	弁護士
委員	藤倉 まなみ	桜美林大学教授

表 - 4 第2次調査検討委員会開催状況

回	開催日時	場所	概要	備考
23-1	平成23年 10月11日 15:30~18:00	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 12階小会議室 (1207)	対象事案の諮問	公開
23-2	平成23年 11月2日 13:30~18:00	名古屋国際 センター 3F第二研修室	対象事案の調査検討 (1) 事案の経緯について【平成19年2月~】 (2) 論点整理について (3) 履行指導の実施状況について	公開
24-1	平成24年 5月14日 9:30~11:40	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 12階小会議室 (1208)	対象事案の調査検討 (1) 排出事業者への責任追及について (2) 土地所有者への責任追及について (3) 措置命令の履行と履行資金確保に関する指導の実施について	公開
24-2	平成24年 6月25日 10:00~14:00	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 11階小会議室 (1110)	対象事案の調査検討 (1) アンケート調査の概要について【報告】 (2) アンケート調査から抽出した課題の整理及び検討について	非公開
			(3) 地元対応について (4) 調査検討報告書(素案)の検討	公開
24-3	平成24年 7月31日 9:45~12:00	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 12階小会議室 (1209)	答申(素案)の検討 (1) 県が講じた措置における課題の整理とりまとめ (2) 調査検討報告書(素案)の検討	公開

24 -4	平成 24 年 8 月 21 日 9:30 ~ 12:00	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 11 階小会議室 (1109)	答申(案)の検討 (1) 県が講じた措置における課題の整理とりまとめ (2) 調査検討報告書(案)の検討	公開
24 -5	平成 24 年 9 月 28 日 14:15 ~ 17:50	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 13 階小会議室 (1307)	答申(案)の検討 (1) 再発防止策のとりまとめ (2) 再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価 (3) 調査検討報告書(案)の検討	公開

(2) 県の対応の問題点

平成 24 年 10 月に「特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書(第 2 次調査検討)」が取りまとめられた。その概要は以下のとおり。

対象事案に関する認識

対象事案では、県は、許可失効後、原因者に施設を改善させる必要があるとの十分な認識がなく、そのための方針決定や効果的な行政指導を実施しておらず、このような認識が問題解決を遅らせ、地元住民に不安を与え続ける結果を招くこととなった。

県は、第 1 次調査検討後、原因者に頻繁に措置命令の履行や履行資金の確保を求め、また、長年に亘る地元住民からの不信感を払拭するため、地元住民の意向を踏まえた問題解決に取り組み、合意形成プロセスやリスクに対する共通認識の醸成に繋がっている。

これにより、県は、平成 22 年 12 月に「基本合意書」を、平成 23 年 11 月には「実施協定書」を地元自治会と締結するなど、行政代執行に向けた合意がなされており、県の対応は妥当である。

指導監督権限の行使の妥当性

産業廃棄物の不適正処理事案では、原因者に措置命令を履行させるとともに、排出事業者又は土地所有者への責任追及を厳しく実施していくことが必要であり、行政代執行実施後は、厳格な費用求償が求められる。

対象事案では、原因者に、平成 19 年 1 月 31 日付けで措置命令を発出し、実施計画書の作成や履行期限の遵守を求め、また、履行期限経過後は、措置命令の履行資金の確保に向け、法人又は個人の資産を売却させ、一定の履行資金を確保させている。

もっとも、対象事案では、産業廃棄物の不適正処理が認められた時点で適切に指導監督権限を行使し速やかに施設を改善させるべきであり、このことは、第 1 次調査検討でも指摘したところである。

また、産業廃棄物の不適正処理事案では、排出事業者又は土地所有者に必要な調査を実施し、措置命令を発出すべきかどうかを検討する必要がある。

しかしながら、対象事案では、原因者が事業活動を終えてから排出事業者又は土地所有者に必要な調査を実施するまでに 10 年が経ち、当時の状況を的確に把握することが困難ななか、排出事業者又は土地所有者への責任追及にかかる判断基準を明確にしないまま調査を実施し、その結果を評価できておらず、その権限行使が妥当であるとは認められない。

また、措置命令は、排出事業者や土地所有者にとって重大な不利益処分であり、調査を実施してから結果の評価に時間を要しすぎるのは法的安定性の観点から妥当ではない。

今後は、趣旨・目的に沿って明確な判断基準を作成し、それに基づき、計画的に調査を実施する必要がある。

地元住民への対応

地元住民は、県が平成16年度から実施する安全性確認調査に一定の期待を持っていたにもかかわらず、平成17年度には、県が投棄された産業廃棄物の面積と容量を公表するにあたり、当初予定していた説明会を当日になって中止するなど、これまでと変わらない一方的な進め方に地元住民は不信感を抱き、合意形成プロセスやリスクに対する共通認識が醸成されていなかったこともあいまって、事案の解決は遅々として進まなかった。

しかし、県は、平成18年10月の地元住民からの公開質問状の提出を受けた後、地元と原因者との間で地元要望に沿った掘削調査の実施で合意するなど、地元の意向を踏まえ、対象事案の解決に取り組んできた。

対象事案では、平成19年度から平成23年度までの定期的な地元訪問は400回を超え、平成20年10月からは、地元・学識経験者・行政(県(市))による四(三)者協議を通じて、課題解決に取り組み、平成22年12月には「基本合意書」を、平成23年11月には「実施協定書」を締結し、行政代執行の実施に向けた合意がなされており、県の対応は妥当である。

(3) 結論

以上の総合評価を踏まえた結論は、次のとおりである。

県は、原因者に、平成19年1月31日付けで措置命令を発出し、実施計画書の作成、履行期限の遵守及び履行資金の確保を求めるとともに、排出事業者及び土地所有者への責任追及に取り組んできた。

また、地元住民の不信感の解消と安全・安心の確保に取り組むなど合意形成プロセスとリスクに関する共通認識を醸成し、その信頼関係を構築してきている。

これにより、県は、原因者に一定の履行資金を確保させるとともに、平成22年12月には「基本合意書」を、平成23年11月には「実施協定書」を地元自治会と締結するなど、対象事案の課題解決に向けて着実に歩を進めていることは評価できるものである。

しかしながら、個別の行政対応には課題も認められるところであり、今後は、再発防止策に着実に取り組み、産業廃棄物の不適正処理事案の解決に繋げていくことが重要である。

廃棄物処理法は、産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境を保全することを目的としており、調査検討委員会は、平成21年1月、第1次調査検討における再発防止策の提案・提言において、「目的志向型組織」であり続ける必要があると指摘したところである。

今後は、産業廃棄物の不適正処理事案について、効果的で継続的な熱意ある行政対

応を実施し、課題を解決していくことが必要である。

そのためには、担当職員が当事者意識と情熱を持って、冷静に課題解決に取り組むことが重要であり、今後、そのような人材を育成されることを期待してやまない。

対象事案は、本件施設の埋立開始から約30年が経ち、その早期解決が期待されるなか、県は、平成24年9月、行政代執行に着手し、ようやく、課題解決のスタートラインに立ったといえる。

今後、様々な課題に直面することと思われるが、担当職員が英知を結集し、組織力を最大限に発揮しその解決に取り組んでほしい。

3 再発防止策

(1) 第1次調査検討における再発防止策の提案・提言とそれに対して県が講じた再発防止策の取組状況

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会の提案・提言を受け、県では以下のとおり再発防止策の取組を行っている。

【提案・提言】監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ

昭和62年度に専任の産業廃棄物監視指導担当2名を配置して以来、時代とともに監視指導体制は充実してきている。

不法投棄や不適正処理等の発生を未然に防止していくためには、その組織体制を維持するとともに、悪質化・深刻化する事案に対応するために、現場最前線である地域機関の組織充実を含めた、更なる廃棄物行政全体にかかる組織体制強化の検討も必要である。

また、対象事案にかかる対応に関しては、違法状態等を確認した場合等に指導や命令等を実施してきているが、実施後の指導（事後対応）等が不十分で、実際の改善対策が進んでいない場合が見受けられる。指導や命令等を実施する真の目的は、違法状態の是正や改善対策の促進であるが、行政対応の「力点」を指導や命令等に至る経過（プロセス）に置いてしまいがちになり、真の目的達成のための、効果的で継続的な熱意のある行政対応に繋がっていなかったという実態もあった。

廃棄物処理法では、県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務があるとされており、その目的は、生活環境の保全を図ることである。廃棄物行政に限らず、行政は、その行動形態としてプロセス志向型組織になりがちであるが、対応の継続性が重要であることを十分念頭に置き、常に目的を明確化し、組織内で共有し、その目的達成のためのあらゆる方法を探り、自らの判断を絶えず見直すなど、「目的志向型組織」であり続ける必要がある。

<再発防止の取組状況>

【第1次調査検討までの取組】

組織・人員

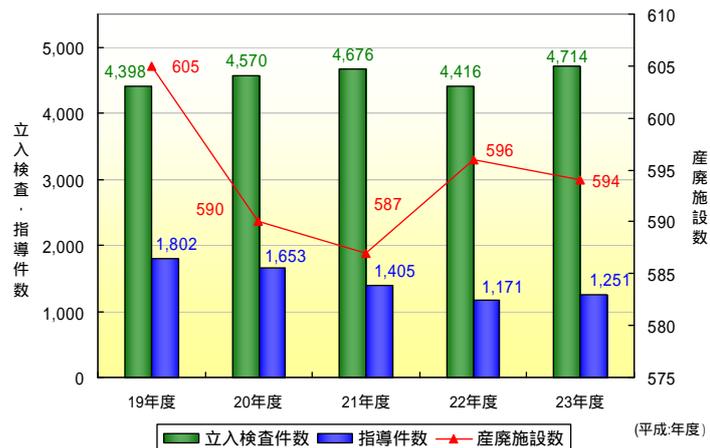
対象事案で産業廃棄物の不適正処理が認められた平成6年度は、4名（2班）の監視・

指導担当職員で全事案に対応しており、十分な監視活動を実施するには困難な組織・人員であったことから、その後、県は、監視・指導體制を年々充実させ、平成14年度から産業廃棄物の監視・指導を所管する組織を設け、また、平成21年1月に対象事案の調査検討報告書がとりまとめられるまでに、担当職員も4名から20名に増員するなど、組織・人員を充実させてきた。

監視活動の充実

これにより、対象事案で産業廃棄物の不適正処理が認められた平成6年度は、産廃施設数479に対して、立入検査件数3,285、行政指導件数167であったが、平成20年度には、産廃施設数590に対して、立入検査件数4,570、行政指導件数1,653と、産廃施設数・立入検査件数と比較して、行政指導件数が大幅に伸びており、監視活動の充実に繋がっている。

<産廃施設数と立入検査・指導件数の推移>



各事案の進捗管理

産業廃棄物の不適正処理事案の解決には各事案の進捗管理を的確に実施する必要があることから、県は、重要な事案については、『事案の概要(ポイント)』、『経緯』、『今後の対応』を記載した『懸案事項調書』を作成し、これを定期的に更新することで、各事案の進捗を管理していた。

【第1次調査検討後の取組】

組織・人員

県は、第1次調査検討後、平成23年度には、廃棄物監視・指導室を各地域の不適正処理事案に対処する地域指導グループと広域的で悪質・深刻な事案に対処する広域指導グループに再編し、機動的な対応ができるような体制を整備し、平成24年度からは、廃棄物行政に関する施策を重点的に実施するため環境生活部に廃棄物対策局を設置するなど、廃棄物行政全般にかかる組織を充実させている。

監視活動の充実

県は、第1次調査検討後、これまで充実させてきた監視活動を維持しており、平成21年度から平成23年度の立入検査件数及び行政指導件数は、それぞれ4,416~4,714、1,171~1,405で推移している。

また、さらなる監視活動の充実のため、平成20年度から監視カメラを導入し、平成21年度から民間警備会社に監視パトロールを委託するなど、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止・早期発見に取り組んでいる。これにより、平成23年度、監視カメラで3事案、民間警備会社による監視パトロールで1事案の不適正処理を把握した。

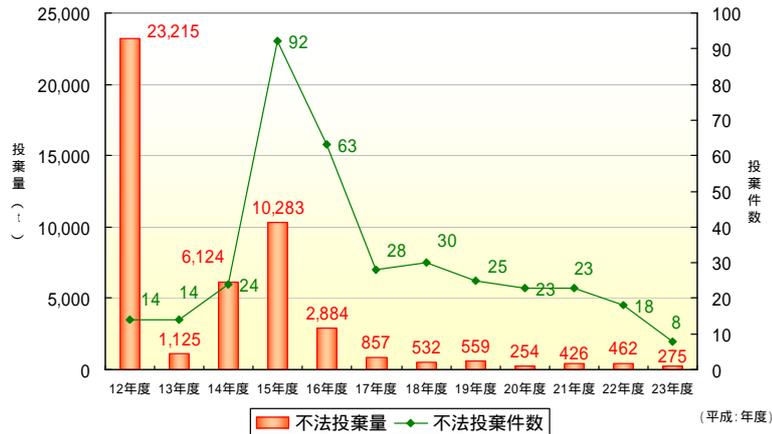
各事案の進捗管理

県では、引き続き、重要な事案については、『事案の概要(ポイント)』、『経緯』、『今後

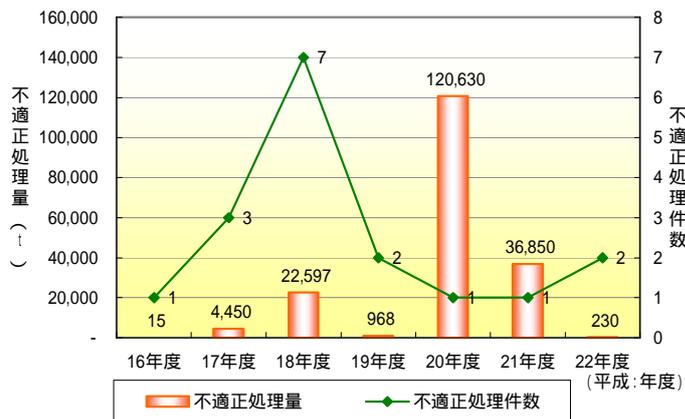
の対応』を記載した『懸案事項調査』を作成し、定期的に各事案の進捗を管理している。

また、平成23年度からは、『重要度』、『事案概要』及び『指導概要』を記載した不適正事案実態把握表や担当職員ごとに進捗課題報告書を作成するなど各事案の進捗管理を進め、また、四日市市内山事案の調査検討報告書を受け、各事案の『重要度』、『毎月の進捗』、『課題』や『目標』を記載した『業務年間計画表』を作成するなど、各事案の的確な進捗管理にむけて、さらなる改善に取り組んでいる。

< 産業廃棄物の不法投案件数・不法投棄量 >



< 産業廃棄物の不適正処理件数・不適正処理量 >



【提案・提言】 感覚・感性を磨く（自己研鑽）

廃棄物行政に携わる職員には、専門的知識の習得とともに、不法投棄や不適正処理等に繋がる「兆し（シグナル）」を見逃さない感覚を持つことが求められる。

不法投棄や不適正処理等は、発見や対応が遅れば遅れるほど、後々の改善や是正に多大な「費用、時間、労力」を費やすことになってしまう。

これまでに組織体制は充実してきてはいるが、その職員数と対応時間には限界があり、何から何まで全てに対応するわけにはいかない現状のなか、いかに関係のない情報（ノイズ）に惑わされず、優先的に対応するにはいけない事象から発信される「兆し（シグナル）」を見落とさないための感覚・感性（センス）を絶えず磨き、持ち続けていかなければならない。

また、職員の自己研鑽には、廃棄物資源循環学会や全国都市清掃会議等の廃棄物に関する調査研究会へ参加するとともに、その機会を情報発信の場として活用することも有効である。

<再発防止策の取組状況>

県は、産業廃棄物行政を担当する職員に、業務に必要な専門的知識を習得させるため、環境省や公共団体が実施している実践的な研修（産業廃棄物対策研修、廃棄物・リサイクル基礎研修等）を受講させ、また、廃棄物行政に関する連絡会議に参加する機会を確保するとともに、必要に応じて地域機関の職員へ伝達研修を実施している。

また、県は、担当職員に産業廃棄物の不適正処理事案の事例発表を行わせるなど、職員の自己研鑽にも努めている。

【提案・提言】 職員の意識向上（危機意識・規範意識）と実践力向上

感覚・感性（センス）を持ち続け、まず「気づく」ことが重要であるとともに、その気づきから、できるだけ速やかな、改善のための実質的な対応が求められる。不法投棄や不適正処理等に気づいたとしても、迅速な対応ができなければ、効果はなくなってしまふ。

廃棄物行政に限ったことではないが、特に指導監督行政においては、その担当分野に内在する危機を見極めることが必要であり、また、場合によっては、前例のない、想定外の危機に直面することもあることから、行政は、常にそのことを強く意識しながら対応することが必要である。

組織全体として「危機意識」を持ち、起こりうる危機を敏感に察知し的確に対応していくため、職員はその行動基軸として、常に、環境配慮に対する高度な「規範意識」である環境配慮義務を持つことが必要である。そして、かかる規範意識に基づき、机上の理論だけではなく、様々な経験からの実践力（実践的な能力）を身につけていかなければならない。

【提案・提言】 人材育成と組織力向上

職員の知識、感覚、意識等の向上のためには、一過性の教育機会の提供だけでなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要である。

廃棄物処理法等に関する知識習得だけでなく、他の関係法令等に関する知識の学習、OJT(On the Job Training: 職場において職務をとおして行われる人材育成活動のことであり、職場のさまざまな機会をとらえて、仕事に必要な知識等を計画的に指導すること)等を活用した実践的研修や知識伝達を進めるとともに、様々な廃棄物の課題に対して、一丸となって対応していくための「組織力」を更に強めていくための、学びあい・支えあう風土づくりを進め、学習し続ける組織であることが重要である。

<再発防止の取組状況>

職員研修の実施

県は、廃棄物行政を担当する職員の職務能力を向上させるため、講演会として、平成19年度から平成22年度まで、分野勉強会を10回開催し、また、廃棄物処理法や三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例など、所管する法律・条例の勉強会を平成21年度と平成22年度に1回ずつ開催している。

また、平成24年3月には、四日市市内山事案の行政検証を踏まえて、廃棄物行政担当者研修を開催し、平成24年4月には、監視・指導課業務基本研修(新任廃棄物監視・指導課員オリエンテーション・8日間)として、新任職員に廃棄物処理法研修、監視・指導実務研修、立入検査マニュアル研修、事務処理マニュアル研修や再発防止研修(行政検証研修)を実施している(測量や放射線の測定方法など、実務に役立つ知識についても実践的な研修を実施している。)

人材育成計画の立案・実行

調査検討委員会は、平成21年1月、一過性の教育機会の提供だけでなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要であると指摘したところであり(特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書23頁)、産業廃棄物行政を所管するすべての課において、中長期的な人材育成計画を立案し、各課が連携しながら、これを実行することが必要である。

しかし、四日市市大矢知・平津事案にかかる再発防止策の提案・提言を受けて中長期的な人材育成計画を策定したのは廃棄物監視・指導課のみであり、それも、策定までに3年を要している。

OJTによる人材育成

県は、監視指導業務の経験のある職員が新任職員とともに監視活動を実施することで、OJTによる新任職員の人材育成を実施している。

また、平成23年度から、廃棄物監視・指導課では全職員で毎朝ショートミーティングを実施し、個々の職員が直接かかわっていない事案の対応方法や判断基準の共有だけにとどまらず、職員の“経験知”も職員全体で共有し、職員全員の問題意識や危機意識を醸成している。

さらに、廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの重要事案では、通常2名で対応するところを、グループ全員で対応するなどして、着眼点や指導方法などを

共有することで、組織力の向上に努めている。

研修を組織全体で共有する仕組み

県は、担当職員に各種研修の受講の機会を確保するとともに、各種連絡会議に担当職員を積極的に出席させ、職員の自己研鑽や人材育成に取り組んでいる。

しかしながら、担当職員の研修受講後、復命書（研修の概要を記載した文書）を供覧するだけで、その“経験知”を組織全体で共有する仕組みづくりはなされていない。

【提案・提言】多様な主体との連携

時代の変遷とともに、県としての監視指導体制は充実してきたが、不法投棄等が完全になくなっていないということも事実である。

早期発見、早期対応のために、県は、多様な主体との連携を図り、様々な施策や事業を進めていく必要がある。

ア) 県民（地域住民）との連携

地域住民からの声（情報）に耳を傾け、その情報を尊重し、最大限に活かす努力が求められる。そのためには、関係する地域住民との対話の機会を積極的に設ける等して、より一層地域住民へ情報提供を行うとともに、地域住民から幅広い情報の収集に努める必要がある。

そのことにより、「現場にいちばん近い」地域住民自らの監視の目も光ることとなり、行政と地域住民との連携による不法投棄等の早期発見に繋がっていくことが期待できる。

イ) 基礎自治体である市町との連携

様々な廃棄物問題の解決のためには、廃棄物行政を一緒に担う市町と県が、相互に情報を提供し合い、相互に話し合い、意見交換等を行うことができる強いパートナーシップを形成する必要がある。

ウ) 各関係機関、関係団体等との連携

さらに、関係他法令等を所管する県や国の関係機関や廃棄物に関わる各種団体等とも連携を密にし、各施策を進めていく必要がある。

<再発防止の取組状況>

ア) 県民（地域住民）との連携

地域住民との対話の確保

対象事案では、産業廃棄物の不適正処理に関する情報に的確に対応できておらず、調査検討委員会では、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見・早期対応のため、地域住民との対話の確保が必要であると指摘したところである。

県では、平成9年度から『廃棄物ダイヤル110番』を、平成11年度から『廃棄物ファックス110番』を設置し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を収集し、的確に対応する仕組みを構築している。

さらに、平成23年度からは、県民からの情報提供や相談について『県民相談簿』を作成し、通報者、通報年月日、対応者、通報区分、通報内容、対応状況（これまで

の対応と今後の対応)や処理結果(処理済・継続中・未処理)を記載し、『県民相談受付簿一覧表』で全事案の進捗を管理している。

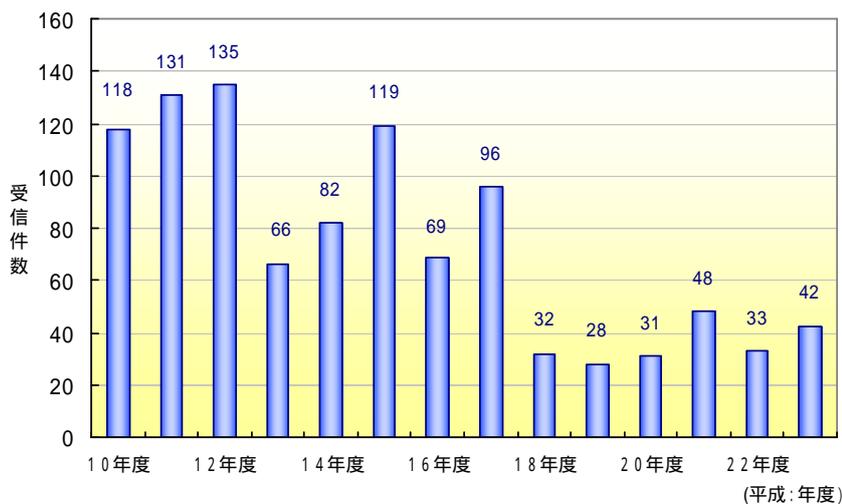
そして、『廃棄物ダイヤル110番』、『廃棄物ファックス110番』や『県民相談簿』に記載した事案については、通報者との対話の機会を確保するよう努め、事案の解決に繋げるとともに、適宜、処理結果を報告している(匿名の投書などを除き、通報者とは電話による対話の確保にとどまらず、できるかぎり面談や現場確認を実施している。なお、『県民相談簿』には「通報者への処理結果の連絡の要否」及び「処理結果連絡日」欄を設けるべきである。)

平成19年度から23年度の廃棄物ダイヤル110番・ファックス110番の件数は次のとおりで、近年は減少傾向にあり、内訳としては不法投棄及び野外焼却が多数を占めている。

不法投棄パトロールへの支援

県は、平成23年度から、市町から推薦のあった団体に、啓発資材(腕章・ステッカー)を配布し、地域住民による不法投棄の早期発見・未然防止と産業廃棄物の不法投棄の防止に関する意識向上に取り組み、これらの団体との対話の機会を確保している。

< 廃棄物ダイヤル110番受信件数の推移 >



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
廃棄物ダイヤル110番	118	131	135	66	82	119	69	96	32	28	31	48	33	42
廃棄物ファックス110番	-	9	10	0	0	2	9	10	1	0	8	1	0	0

一つの通報で複数の内容申し立てがあり、実ダイヤル数よりも多い

イ) 基礎自治体である市町との連携

平成15年度から平成20年度にかけて27市町と産業廃棄物の立入検査協定を締結し、毎年4月に市町職員を産業廃棄物にかかる立入検査員に任命している。これにより、市町職員に産業廃棄物に関する立入検査を実施できる権限を認めている(なお、立入検査協定を締結していない2市については、継続して協定締結を働きかけている。)。

また、立入検査協定の実効性を確保し、市町立入検査員の知識及び技能の向上を図るため、毎年定期的に「三重県市町不法投棄等防止対策講習会」を実施している。

三重県市町不法投棄等防止対策講習会では、産業廃棄物行政に精通している他府県職員(OBを含む。)や、県の廃棄物処理法担当課職員を講師に、産業廃棄物の不適正処理事案への対応と廃棄物処理法の改正概要の講演を行うとともに、廃棄物監視・指導課職員と受講者として監視・指導業務に関する意見交換を実施し、産業廃棄物の監視・指導業務にかかる知識及び技能の向上を図っており、講習会の受講者数は30数名から70数名である。

なお、市町とは常に情報交換を行い、個別事案では必要に応じて、県と市町が合同で立入検査や立会を行っている。

< 市町からの不法投棄通報状況 >

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不法投棄新規発見件数	25件	23件	23件	18件	8件
市町通報件数	7件	12件	4件	4件	3件
市町からの通報割合	28.0%	52.2%	17.4%	22.2%	37.5%

ウ) 各関係機関、関係団体等との連携

業界団体との情報交換

一般社団法人三重県産業廃棄物協会との情報交換を定期的実施し、産業廃棄物に関する法律、通知及び質疑応答、各種施策(電子マニフェストの加入料助成・優良産廃処理業者認定制度)やPCB廃棄物の適正保管及び適正処理などについて、機関誌に掲載を依頼するなどして、事業者には法制度を周知している。

情報提供協定の締結と産業廃棄物に関する知識の普及

平成16年6月に10森林組合と、平成22年3月には「JAF三重支部」及び「NTTファシリティーズ東海」と情報提供協定を締結し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する幅広い情報提供の仕組みづくりに取り組んでいる。

また、「三重県市町不法投棄等防止対策講習会」に協定を締結した団体の職員の派遣を依頼し、産業廃棄物に関する知識の普及を行っている。

隣接する自治体と連携した産業廃棄物運搬車両路上検査の実施

まんなか共和国構成団体(岐阜県・滋賀県)と、また、三県一市(愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市)と産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況や搬入先などを確認するとともに、廃棄物の適正運搬・適正処理について指導や啓発を実施している。

【提案・提言】情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信

様々な廃棄物の課題については、廃棄物処理法だけでは解決することができないことも多く、他の法令等を所管する関係機関との情報の連携（情報交流）が重要である。

また、県民の意識を高め、排出事業者や処理業者の意識向上のためには、県庁内部での情報把握や関係する行政組織全体としての情報共有だけでなく、不適正処理等に関係する様々な負の情報（行政処分や改善指導状況等）も含めた「わかりやすい（やさしい）情報」を、積極的に発信することが必要である。

<再発防止策の取組状況>

行政処分や再資源化施設の公表

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成21年4月施行）に基づき、行政処分の情報を県のホームページで公表しており、許可業者にとどまらず、排出事業者の産業廃棄物の適正処理にかかる意識を高め、産業廃棄物の不適正処理の抑止力にもなっている。

また、建設リサイクル法に基づく再資源化施設（がれき類又は木くずの破砕施設）の状況を県のホームページに掲載し、建設廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進している。

他法令所管部局・県警との情報の連携（情報交流）

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理については、警察や他法令所管部局との連携が重要であり、平成19年6月には、産業廃棄物の不法投棄又は不適正処理について、関連する法令を所管する部局が連携し、迅速かつ的確に対応するため、「三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」を設置し、情報交換や情報共有を実施している。

また、個別事案については、警察や他法令所管部局と連携し、事業者に指導を実施するときも、必要に応じて、合同での立入調査を実施できるように調整を行っている。

「わかりやすい情報」の積極的な発信

地域住民からの生活環境保全上の支障に関する懸念には、回覧板で利用できるようなわかりやすい資料を作成し、適宜、地域住民に提供している。

また、自治会長を通じて、事案の現状や対応状況を積極的に発信し、地域住民に広く周知できるように取り組んでいる。

【提案・提言】 守りだけではない、“攻めの” 廃棄物行政推進のための新たな施策展開

ア) 県独自の規制強化等による未然防止

廃棄物処理法の規制や基準等を補完するためには、三重県の地域特性等を勘案した県独自の条例による規制も有効である。三重県では、平成20年10月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」(平成20年三重県条例第41号)を制定(平成21年4月1日施行)しているが、その的確な運用を行っていく必要がある。

イ) 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり

廃棄物行政を進めてきた数十年の知見(知恵)は貴重な財産である。それを集積・共有することにより、許認可や監視指導等にかかるマニュアル構築等を進めるとともに、そのノウハウについては、「集める」だけでなく、次代の廃棄物行政を担う職員に「繋げていく」組織づくりが求められる。

ウ) 現場の状況を的確に把握するための手段

現場の状況変化を捉え、後々に引き継いでいくためには定点での状況写真等を継続保存していくことも有効である。また、特に最終処分場については、現場で領域を明確に確認するため、物理的な境界確認の手段(杭等)のみならず、GPS(Global Positioning System: 全地球測位システム)等のシステム技術活用による把握確認方法も調査研究することが有効である。

エ) 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処分に起因した生活環境保全上の支障等の除去を行政代執行により行う場合、各自治体は、技術的、財政的な側面のほか、住民等とのリスクコミュニケーション等総合的な検討を行うこととなるが、対策工法の選定や事業の円滑な実施において様々な課題を抱える状況となっている。

これからの再発防止を考え、そして行動し、国民や時勢に求められる廃棄物行政を推し進めていく糧とするためには、地域や事案の特性は違えども、全国の関係自治体が、こうした課題に関する相互の情報交換等を進め情報を共有し、個々の課題解決に繋げていくとともに、お互いに学び、知恵を共有する姿勢をもって、より一層の連携を深めていくことが大切である。

< 再発防止策の取組状況 >

ア) 県独自の規制強化等による未然防止

条例による規制強化

県は、平成21年4月から施行している三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例において、産業廃棄物の適正処理を確保するため、「土地所有者・占有者・管理者の責務」、「排出事業者による処分委託先の現地確認」、「産業廃棄物の保管場所にかかる届出」に関する規定を整備し、平成22年5月に廃棄物処理法に当該規定が整備されるまで、法に先駆けて独自の規制を実施した。

また、県は、県外からの産業廃棄物の搬入について、事前にその発生工程などを把

握できるよう条例の規定を整備し、産業廃棄物の不適正処理に繋がらないよう事前確認を実施している。

さらに、産業廃棄物処理業者に処理実績報告書の提出を求め、未提出者については、その氏名を公表している。

また、PCB廃棄物については、紛失や事故の届出内容を公表することとし、条例の規定を整備している。

多量排出事業者への取組

県は、平成11年に「産業廃棄物適正管理推進マニュアル」及び「自主情報公開ガイドライン」を策定し、平成22年には、廃棄物処理法の改正を踏まえ、「産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアル～適正管理推進マニュアル～」を策定し、廃棄物処理法で計画の策定及び公表を定めていない、500t以上1,000t未満の多量排出事業者に、産業廃棄物処理計画の策定、実施状況報告書の提出を求め、産業廃棄物の適正処理を推進している。

また、県では、年間500t以上の多量排出事業者について、排出事業者による産業廃棄物の適正処理を確保するため、環境技術指導員2名による適正管理計画の策定などの指導を実施している。

PCB廃棄物の不適正処理の未然防止

県は、PCB廃棄物の不適正な処理を未然に防止するため、平成20年度からPCB廃棄物専門員2名を配置し、地域機関と連携して県内の1,000を超えるPCB廃棄物保管事業者へ順次立ち入り、適正保管及び早期処分について指導を行っている。

イ) 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり

廃棄物処理法の手引書・許可申請マニュアルの整備

県では、平成22年の廃棄物処理法の改正を受け、産業廃棄物にかかる基準を簡潔にまとめた「産業廃棄物処理の手引き」を改訂し、産業廃棄物処理業者のみならず産業廃棄物行政を担当する職員も活用できるように工夫した。

また、県は、許可申請の審査を担当する職員（地域機関職員）が円滑かつ公平・公正に審査できるよう許可基準のひとつである経理的基礎に関する審査の指針及び手順を定めたガイドラインを新たに作成するとともに、廃棄物処理法の改正を踏まえ、「産業廃棄物処理業の許可申請の手引き」を改訂し、職員が適正な許認可事務が行えるよう“ノウハウ”の共有にも取り組んでいる。

監視指導マニュアルの整備

県では、平成22年の廃棄物処理法の改正を受け、新たに設けられた廃棄物処理施設の定期検査について、担当職員が公正かつ厳格に検査が実施できるよう「三重県廃棄物処理施設定期検査実施マニュアル」を作成し、全職員が統一的に取り扱えるような仕組みを構築した。

監視指導活動の標準化

県では、「行政処分の指針（通知）」に基づき監視活動を実施しているが、事業者への対応をより標準化するため、監視指導活動のフローを全職員で検証・整理し、OJTで全職員に浸透させるとともに、その実践に取り組んでいる。

また、建設混合廃棄物の取扱いなど特定の課題についても、担当職員によって取扱いに相違がでないように考え方を整理し、ショートミーティングや課内会議において組織全体での共有を図っているところである。

今後は、異動時の教育訓練により、これらの考え方を引き継いでいく予定である。

ウ) 現場の状況を的確に把握するための手段

産業廃棄物の不適正処理事案では、その状況を的確に把握するため、定点での写真撮影を継続することが重要である。

県では、防災ヘリ・県警ヘリによるスカイパトロールを実施し、産業廃棄物の不適正処理事案にとどまらず、問題のない施設や事業所についても、継続的に定点での写真撮影を実施している。

また、日常の監視活動では、過去の状況と比較できる撮影場所を選定したうえで写真撮影を実施し、監視日報を作成することで、状況写真を継続して保管している。

特に、産業廃棄物不適正処理事案の担当職員は、定点における写真撮影を意識して監視活動を行うようになってきている。

また、民間警備会社による監視パトロールでも、定点から施設・事業所を撮影することとしている。

なお、大規模施設では、GPSによる試料採取場所や測量ポイントの確認・把握に努めている。

エ) 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

県では、平成20年度から、産廃特措法に基づく実施計画書を提出した地方公共団体と定期的な会議を開催し、情報交換を積極的に行うとともに、共通の課題について議論を重ね、実務に役立てることとしている。

また、このような会議を通じて、各自治体の担当者同士が日常的に情報を交換できるネットワークが形成されている。

(2) 四日市市内山事案における再発防止策の取組状況

四日市市大矢知・平津事案と四日市市市内山事案は、産業廃棄物の不適正処理事案であり、いずれも許可施設における規制権限の行使・不行使が主要な論点であることから、四日市市市内山事案における再発防止策に取り組むことが対象事案の再発防止にも繋がるものと考えられ、調査検討委員会は、平成24年2月、同種事案である「四日市市市内山事案」について再発防止策を提案・提言していることから、その取組状況及び成果についても検証・評価を行った。

なお、「四日市市市内山事案」は、調査検討委員会からの提案・提言から4ヶ月しか経っておらず、今後、本格的に取り組んでいくことから、調査検討委員会の提案・提言の趣旨に沿った取組がなされようとしているかどうかを重点的に検証・評価を行った。

提案・提言 法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成

～ 廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～

廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法を適正に運用解釈し、適時的確に規制権限を行使し、不適正処理事案に対処していく必要がある。

そのためには、廃棄物処理法を運用解釈し個別事案に当てはめるための知識（技術）や共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を把握することが必要である。

法律の基礎的な知識を備えることが必要であるが、その都度、研修を実施するだけでは困難であり、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が重要である。

< 再発防止策の取組状況 >

県は、平成24年3月、「四日市市内山事案」の行政検証を踏まえ、四日市市内山事案の課題と再発防止策の提案・提言、廃棄物処理法を運用解釈するうえで必要となる法律の基礎知識をテーマに、廃棄物行政担当者研修を開催した。

また、平成24年4月には、廃棄物監視・指導課業務基本研修（新任廃棄物監視・指導課員オリエンテーション・8日間）のなかで、新任職員に廃棄物処理法研修・再発防止研修（行政検証研修）を実施している。

なお、廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの個別事案については、担当職員による勉強会を適宜開催するなど、OJTによる人材育成にも取り組んでいる。

今後、平成24年10月から12月には、廃棄物行政を担当する職員に必要な行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を的確に把握できる法務能力を備えた人材育成のため、法務研修（初級編・中級編・上級編）を実施するとのことである。

提案・提言 “ 経験知 ” を組織全体で共有するナレッジマネジメントの展開

効果的で実効性のある監視指導を実施するためには、専門的な知識や情報にとどまらず、職員の“ 経験 ” や “ ノウハウ ” を組織全体で共有して、これを引き継いでいくナレッジマネジメントが必要である。

そのためには、ア) 職員の “ 経験 ”、“ ノウハウ ”、専門的な知識及び情報 (ナレッジ) を組織で共有する仕組み (体系的な監視指導システムの構築) とイ) 組織で共有したナレッジを的確に引き継ぐ仕組み (的確に情報を伝達できる引継システムの構築) の両方が必要である。

ア) 体系的な監視指導システムの構築 ~ リスク認識と的確な現状把握 ~

各施設のリスクと現状を的確に把握する必要があり、そのためには、施設の形状や監視指導状況を時系列的に整理し、その施設の顕在的なリスクだけでなく、潜在的なリスクを認識することが重要である。

許可の概要 (施設の形状)、これまで実施した指導経緯や事業者の改善状況を体系的に把握する監視指導システムを構築する必要がある。

そのためには、事業者毎に、許可の概要 (施設の形状)、指導経緯と改善状況を記載した総括表 (監視指導カルテ) を作成し、これに基づき指導を実施していくことも有効的な手段である。

イ) 的確に情報を伝達できる引継システムの構築

前任者から後任者に施設又は事業者に対する正確な情報を伝達することこそが、的確なリスク認識と現状把握に繋がるのであり、こうした正確な情報の確実な伝達により、産業廃棄物の不適正処理を早期に解決することができるのである。

そのためには、事業者に対する認識と施設の現状 (指導経緯・改善状況) を正確に記載し、後任者に引き継ぎ、後任者は、これに加筆を加え、次の職員に引き継ぐようなシステムを構築しておく必要がある。

< 再発防止策の取組状況 >

【体系的な監視指導システムの構築】

県 (廃棄物監視・指導課) は、平成 24 年 3 月、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、各事案の『重要度』、『毎月の進捗』、『課題』及び『目標』を記載した『業務年間計画表』を作成し、担当職員はこれに基づき監視活動を実施し、事案の推移を踏まえ、8 月、12 月には中間検証 (業務年間計画表の更新) をしたうえで、平成 25 年 3 月には次年度の『業務年間計画表』を作成することとしており、各事案の的確な進捗管理に取り組んでいる。

重要事案では、『事案概要』、『指導状況』及び『今後の対応』を 1 枚にまとめ、課員全員で共有することとしている。

【的確に情報を伝達できる引継システムの構築】

県（廃棄物監視・指導課）では、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、業務年間計画表、重要事案の業務報告書（前年度の指導経緯、事案の推移及び改善状況を明確にした文書）、特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書を3部作成し、1部を前任者、1部を後任者、1部を廃棄物監視・指導課が保管することにより、引継の透明性の確保と担当職員の当事者意識の醸成に取り組んでいる。

また、後任者は、業務年間計画表に基づき監視活動を実施し、また、事案の推移に応じて中間検証を行って、廃棄物監視・指導課の方針を確認したうえで、次年度に引き継ぐ仕組みとしている。

提案・提言 措置命令事案の自律的検証と効果的なPDCAサイクルの実施

生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じている事案については、産廃特措法に拘わらず、自律的に当該事案を調査検討し、今後の廃棄物行政に活かし、効果的なPDCAサイクルを実施していくことが重要である。

漫然と措置命令を発出し、行政代執行を実施するのではなく、これまでの経緯を検討するなかで、次に活かすヒントを見出すことが重要である。

<再発防止策の取組状況>

県（廃棄物監視・指導課）は、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、措置命令発出事案1事案について、過去の指導経緯を踏まえて論点を抽出し、担当職員に聴き取り調査を実施し、廃棄物監視・指導課全職員で改善策を共有することとしている。

提案・提言 厳格かつ適正な費用求償の実施

産業廃棄物の不適正処理の責任は、一義的には原因者が負うべきものであることからすれば、厳格かつ適正に費用求償を実施してこそ、公金支出の正当性を担保できるのであり、また、事業者には産業廃棄物の不適正処理をする抑止力ともなりうるのである。

国税徴収法に基づく財産調査を実施し、差押可能財産が認められれば、躊躇することなく差し押えるべきであったといえ、今後は、費用求償体制の充実や手続マニュアルの整備などを積極的に実施して、厳格かつ適正な費用求償に繋げていく必要がある。

<再発防止策の取組状況>

県は、平成24年4月、四日市市内山事案にかかる財産調査を実施するとともに、桑名市五反田事案では、財産調査をより充実させるため、これまで調査していなかった金融機関の調査を実施する予定である。

また、平成24年4月、県は、『搜索差押マニュアル【搜索差押実施要領】』を整備し、平成24年6月には、税務部局職員の支援を受け、津市白山町事案で原因者の自宅を搜索

しているが、捜索に不慣れな職員も多く、改善すべき点も認められる。

今後、県は、『費用求償マニュアル【手続マニュアル】』を整備するとともに、費用求償体制の充実にも取り組む予定である。

(3) 第2次調査検討における再発防止策の提案・提言

明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施

～調査計画の立案と迅速かつ的確な調査結果の集約～

対象事案では、判断基準を明確にしないまま、排出事業者又は土地所有者にヒアリング、アンケート調査及び報告徴収を実施しており、そのため、結果評価に時間を要している。

排出事業者又は土地所有者への責任追及においては、行政処分（措置命令）を発出することを見据え、明確な判断基準を作成し、調査を実施すべきであった。

また、排出事業者への責任追及では、同趣旨のアンケート調査と報告徴収を実施しており、計画的に調査が実施されていたとは認められず、趣旨・目的に沿って、どのような調査を実施すべきであるか十分に検討すべきであった。

今後、排出事業者又は土地所有者への責任追及のため必要な調査を実施するときには、必ず、明確な判断基準と調査計画を作成し、それに沿って調査を実施し、速やかにその結果をとりまとめるべきである。

なお、対象事案は調査を実施するまでに10年が経ち、排出事業者又は土地所有者から明確な回答や報告が得られない調査項目が多く、担当職員は、その評価に苦慮していたことが窺われる。

しかし、排出事業者又は土地所有者に措置命令を発出するには、都道府県知事が措置命令発出基準に該当することを立証しなければならず、措置命令発出基準に該当することが疑われても、そのような不確定な事実をもって（疑いだけで）措置命令を発出することは違法であり、どのようなアンケート調査を実施すれば行政処分（措置命令）の根拠となるか、また、ヒアリング、アンケート又は報告徴収からどのように行政処分（措置命令）の根拠を収集するか十分な検討が必要であり、それがなくまま調査を実施し、担当職員が苦勞していたようである。

担当職員は、行政処分の根拠を誰が立証すべきか、また、どの程度の立証が求められるかを正解に理解する必要があったといえ、共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）の理解にとどまらず、これを的確に運用できる能力が必要である。

調査検討委員会では、平成24年2月、「四日市市内山事案」の再発防止策の提案・提言において、法務能力（法律の知識と運用解釈力）の向上と課題解決力を備えた人材育成が必要であると指摘したところであり（特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書37頁）これに取り組むことが対象事案の課題解決にも繋がるのである。

定期的な進捗管理（マネジメント）の実施

～事案の総合的な進捗管理から個別課題の進捗管理へ～

対象事案は、多数の排出事業者又は土地所有者があり、その責任追及を的確に行っていくためには、管理職員による進捗管理が重要となってくる。

管理職員は、対象事案の年間計画を作成するときや勤務評定にかかる担当職員との面談において事案全体の進捗を管理しているが、個別課題毎の進捗管理がなされておらず、担当職員と管理職員へのアンケート調査によれば、進捗状況の認識に相違も認められる。

今後、管理職員は、事案の総合的な進捗管理にとどまらず、個別課題毎に定期的な進捗管理を実施する必要があるとあり、そのなかで、担当職員に必要な助言を行い、また、管理職員が積極的に参画することにより、課題の解決に繋げていく必要がある。

そのためには、対象事案全般の進捗管理表を作成するだけでなく、個別課題ごとに『現状』、『問題点』及び『今後の対応』を明確にした進捗管理表を作成し、管理職員と担当職員で現状と課題を共有すべきである。

正確な業務引継の実施

～現状を的確に伝達できる業務引継システムの構築～

対象事案では、平成17年度から排出事業者及び土地所有者への調査を実施しており、アンケート調査によれば、前任者から後任者に的確な引き継ぎがなされていない事実も認められる。

調査検討委員会は、平成24年2月、「四日市市内山事案」における再発防止策の提案・提言において、的確に情報を伝達できる引継システムが必要であると指摘したところである（特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書39頁）。

よって、監視指導業務にとどまらず、排出事業者又は土地所有者への責任追及においても、四日市市内山事案の提案・提言の趣旨に沿った再発防止策の取組を実施していくべきである。

(4) 第1、2次調査検討結果及び改善策の提案・提言

調査検討委員会は、平成21年1月に対象事案における再発防止策を提案・提言し、第2次調査検討では、その取組状況及び成果を検証・評価したところである。

県は、調査検討委員会の提案・提言を受け、再発防止策に取り組んでいるが、一部、的確な進捗管理や提案・提言の趣旨に沿った取組がなされていないなど改善すべき点も認められるところである。

今後、調査検討委員会の提案・提言の趣旨に沿って着実に再発防止策に取り組むためには、管理職員が率先垂範し、担当職員と取組方針を検討し、管理職員はその進捗を的確に管理すべきである。

調査検討委員会は、再発防止策の検証・評価を踏まえ、次のとおり、改善案を提案・提言する。

進捗管理表の作成・公表

調査検討委員会は、対象事案にとどまらず「桑名市源十郎新田事案」、「四日市市大矢知・平津事案」及び「四日市市内山事案」において、行政の対応の課題を明確にするとともに再発防止策の提案・提言に繋げてきたところである。

しかしながら、対象事案では、再発防止策の取組に改善すべき点が認められることから、今後は、提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に着実に取組み、定期的にこ

れまでの取組を検証し改善していくこと（P D C A）が必要であり、そのためには、「提案・提言の要旨（趣旨）」、「取組方針」、「進捗状況」及び「改善点」を記載した進捗管理表を作成すべきである。

そして、管理職員は、この進捗管理表に基づき、定期的に再発防止策の取組状況及び成果を把握し、担当職員とともに改善点を検討して今後の取組方針を策定すべきである。

また、その実効性を確保するため、進捗管理表は、定期的にホームページで公表すべきである。

再発防止策の取組状況のフォローアップ

県が委員会の提案・提言の趣旨に沿って効果的な再発防止策に取り組むためには、定期的に委員会にその進捗状況（再発防止策の取組状況及び成果）を報告し、調査検討委員会からこれまでの再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価と今後の再発防止策の取組方針について必要な助言を受け、より効果的かつ着実な取組に繋げていくことが必要である。

4 提案・提言を受けた県の対応

（１）県が行った対応の問題点

大矢知・平津事案及び四日市市内山事案の取組状況について、調査検討委員会からは、再発防止策については取り組んでいるものの、一部、的確な進捗管理や提案・提言の趣旨に沿った取組がなされていないなど改善すべき点が指摘された。

また、調査検討委員会の提案・提言の趣旨に沿って着実に再発防止策に取り組むため、管理職員が率先垂範し、担当職員と取組方針を検討し、管理職員はその進捗を的確に管理すべきとの意見も出された。

（２）再発防止策

特定産業廃棄物に関する調査検討委員会による検証及び前記「（１）県が行った対応の問題点」、並びに不法投棄事案である桑名市源十郎新田事案及び桑名市五反田事案の検証結果（再発防止策の提案・提言一覧表）を踏まえ、次のとおり再発防止策を進めていくこととする。

明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施

排出事業者又は土地所有者への責任追及のため必要な調査を実施するときには、必ず、明確な判断基準と調査計画を作成し、それに沿って調査を実施し、速やかにその結果をとりまとめる。

また、廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保を行っていく。

定期的な進捗管理（マネジメント）の実施

個別課題ごとに「現状」、「問題点」及び「今後の対応」を明確にした進捗管理表を作成し、管理職員と担当職員で現状と課題を共有し、定期的な進捗管理を実施する。

正確な業務引継の実施

引継書には、排出事業者、土地所有者にかかる調査の進捗状況及び今後の取り組み内容を正確に記載し、後任者に引き継ぎ、後任者は、これに加筆をし、次の職員に引き継

ぐようなシステムを構築する。

進捗管理表の作成・公表

提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に着実に取り組み、定期的にこれまでの取組を検証し改善していくこと（P D C A）が必要であり、進捗管理表を作成する。

また、管理職員は、この進捗管理表に基づき、定期的に再発防止策の取組状況及び成果を把握し、担当職員とともに改善点を検討して今後の取組方針を策定する。

また、その実効性を確保するため、進捗管理表は、定期的にホームページで公表していく。

再発防止策の取組状況のフォローアップ

定期的に調査検討委員会にその進捗状況（再発防止策の取組状況及び成果）を報告し、調査検討委員会から再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価と今後の再発防止策の取組方針について必要な助言を受けることとし、より効果的かつ着実な取組を進めていく。

再発防止策の提案・提言一覧表

提案・提言した再発防止策		対象事案	区分	提案・提言年月
監視活動の充実				
監視活動全般 情報対応	監視・指導体制の充実	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
	監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年1月
	情報提供に的確に対応できる仕組みづくり	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
人材育成・自己研鑽				
人材育成	職員の職務能力の向上	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
	職員の意識向上(危機意識・規範意識)と実践力向上	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年1月
	人材育成と組織力向上	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年2月
	法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成 ～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年2月
	的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
自己研鑽	感覚・感性を磨く(自己研鑽)	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年1月
	あらゆる原因を想定した調査を実施できる感覚・感性の醸成	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
“経験知”の共有によるナレッジマネジメント				
	監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年1月
	現場の状況を的確に把握するための手段	四日市市内山事案		平成24年2月
	体系的な監視指導システムの構築～リスク認識と的確な現状把握～	四日市市内山事案		
	的確に情報を伝達できる引継システムの構築			
多様な主体との連携				
県民	県民(地域住民)との連携	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年1月
	基礎自治体である市町との連携	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
市町	市町村職員・森林組合職員に対する学習機会の確保	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
	各関係機関、関係団体等との連携	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年1月
関係団体	地域規制マップの作成による他部署との連携	桑名市源十郎新田事案	不法投棄	平成24年10月
	環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築			
情報収集・情報提供(情報発信)				
情報収集	積極的な情報収集	桑名市五反田事案	不法投棄	平成16年12月
	要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握	桑名市五反田事案 (第2次検証)		平成22年9月
情報提供	情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年1月
	ホームページ活用による即時性をもった情報提供	桑名市五反田事案 (第2次検証)	不法投棄	平成22年9月
排出事業者・土地所有者への責任追及				
計立案	明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施 ～調査計画の立案と迅速かつ的確な調査結果の集約～	四日市市大矢知・平津事案 (第2次検証)	不適正処理	平成24年10月
進捗管理	定期的な進捗管理(マネジメント)の実施 ～事業の総合的な進捗管理から個別課題の進捗管理へ～			
引継	正確な業務引継の実施 ～現状を的確に伝達できる業務引継システムの構築～			
費用求償				
マニピュレーション管理	厳格かつ適正な費用求償の実施(費用求償体制の充実・手続マニュアルの整備等)	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年2月
	費用求償手続マニュアルの作成			
人材育成	実効性のある費用求償に繋がる進捗管理 ～財産調査台帳(財産調査データベース)作成による進捗管理～	桑名市五反田事案 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
	費用求償手続に精通した人材の育成と税務部局との連携 意欲的に費用求償に取り組む人材の育成と管理職員の積極的な関与 ～費用求償プロセスの評価と組織力による費用求償の実施～			
独自施策の展開				
	県独自の規制強化等による未然防止	四日市市大矢知・平津事案	不適正処理	平成21年1月
	全国の不適正処理事案関係自治体との連携	桑名市五反田事案 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
	維持管理積立金の積立状況の的確な把握	桑名市五反田事案 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
	課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言	桑名市源十郎新田事案		
P D C Aによる産業廃棄物行政の推進				
個別案	措置命令事案の自律的検証と効果的なP D C Aサイクルの実施	四日市市内山事案	不適正処理	平成24年2月
再発防止策	進捗管理表の作成・公表	桑名市五反田事案 (第3次検証)	不法投棄 不法投棄 不適正処理	平成24年10月
	再発防止策の取組状況のフォローアップ	桑名市源十郎新田事案 四日市市大矢知・平津事案 (第2次検証)		

(対象事案欄に第2次検証・第3次検証と記載のないものはすべて第1次検証)

その他特定産業廃棄物に起因する支障除去等の実施に際し配慮すべき事項

1 支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

(1) モニタリング実施計画

特定支障除去事業の実施にあたっては、事業実施に伴う周辺環境への影響及び対策効果を把握し、適切に対応するため、水質調査及び発生ガス等のモニタリング調査を行う。

モニタリング地点は、図 - 1、モニタリング実施計画は表 - 1、 - 2 に示したとおりである。

モニタリング調査結果については、四日市市や関係自治会等に対し、ホームページや説明会等を通じて積極的に情報提供に努めるとともに、必要に応じ専門家に助言を求める等、適宜モニタリング調査内容の見直しを図る。

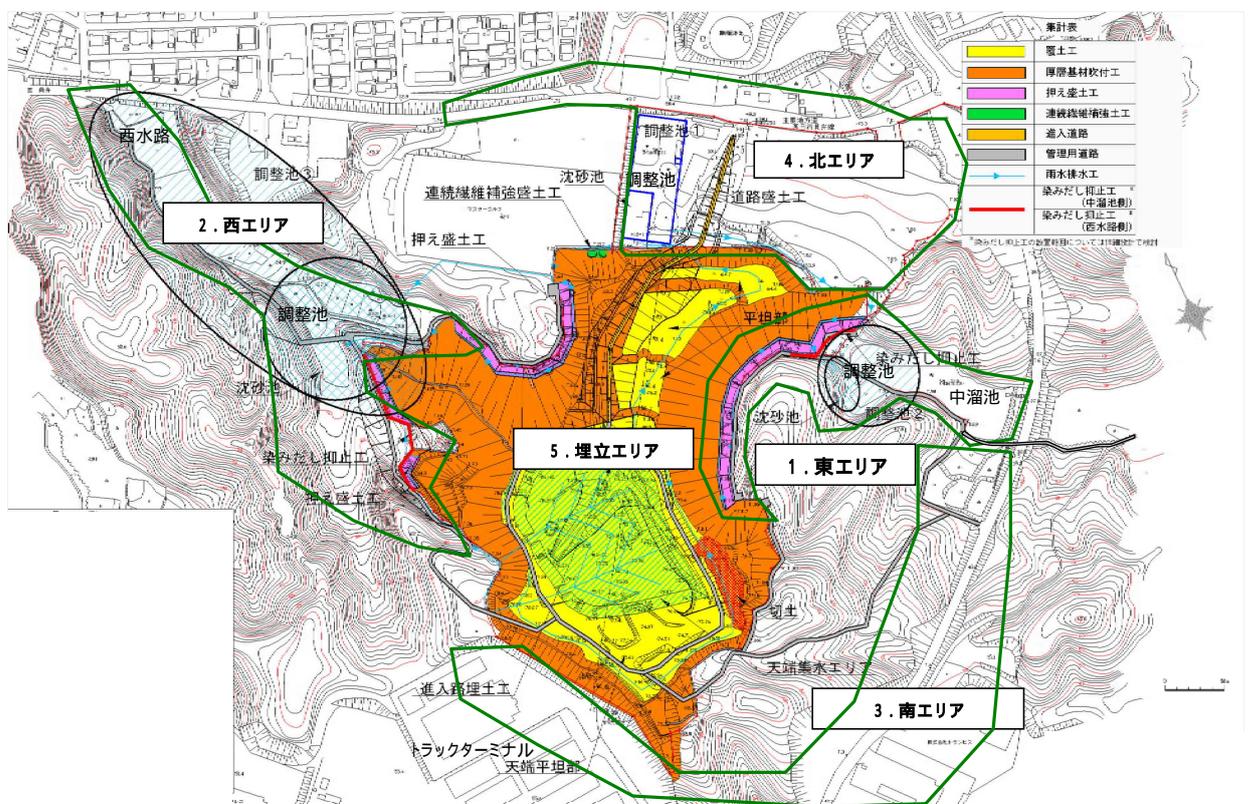


図 - 1 モニタリング位置図

表 - 2 モニタリング計画 (対策後)

対策実施後	調査目的	内容	名称	現在実施している測定項目	地点(箇所) 現在実施している箇所	評価内容	測定頻度
周辺地下水	周縁地下水	水質(地下水)調査	水質(地下水)調査	カドミウム、鉛、砒素、総水銀	東エリア(中瀬池側) H16-8(付替) 西エリア(西水路側) H16-10、H16-5、H23-1 南エリア(トラクターミナル側) H17-29、H16-9、H17-30、H21-2 北エリア H21-1、H16-6、H16-7	濃度の継続的な上昇の兆候と地下水環境基準等との比較・検討	年4回
				VOC、ベンゼン			
浸透水(浸出水)	浸透水(浸出水)	水質(浸透水)調査	水質(浸透水)調査	ふっ素、ほう素	北エリア H19-1、H19-2(付替)、H19-3(付替) H22-1、H22-2、H22-4、H22-5、H22-7	全般的に濃度の継続的な上昇の程度と地下水環境基準等との比較・検討	年4回
				1,4-ジオキサン、塩ビモノマー			
生活環境保全上の支障の有無の確認(廃棄物飛散流出、浸出水拡散のおそれ)	如分場からの表流水	電気伝導率連続測定	電気伝導率連続測定	pH、電気伝導率	東エリア H16-15(付替)、H16-17、H16-18(残置)、 H16-20(残置)、H16-21、H16-25、H16-27 H19-1、H19-2(付替)、H19-3(付替) 北エリア H22-1、H22-2、H22-4、H22-5、H22-7	管理地については今後の計測データより検討し、四者協議により決定	常時 モニタリング
				VOC、ベンゼン			
調整池からの放流水	調整池からの放流水	表流水水質調査	表流水水質調査	カドミウム、鉛、砒素、総水銀、VOC、ベンゼン、PCB	調整池(沈砂池) - の流入口	排水基準値以下	年4回
				ふっ素、ほう素			
中瀬池、西水路河川水等	中瀬池、西水路河川水等	中瀬池、西水路等河川水調査	中瀬池、西水路等河川水調査	1,4-ジオキサン、塩ビモノマー	調整池(沈砂池) - の流出口	環境基準値以下	年4回
				pH、電気伝導率			
発生ガス、悪臭	発生ガス、悪臭	発生ガス等定期状況調査	発生ガス等定期状況調査	カドミウム、鉛、砒素、総水銀、VOC、ベンゼン、PCB	中瀬池、中瀬池余水吐 西水路、西水路下流部(県道部) 西水路、西側水路 ツツミミヅ、 平瀬団地	排水基準値以下	年4回
				ふっ素、ほう素			
如分場からのガスの発生状況の把握(廃棄物安定化状況確認)	如分場からのガスの発生状況の把握(廃棄物安定化状況確認)	雨水ガス、悪臭	雨水ガス等定期状況調査	1,4-ジオキサン、塩ビモノマー	如分場内 H16-18(残置)、H16-20(残置)、H19-1	ガス発生量が増加していない 周辺地中温度に比して異常に高温になっていない	年2回
				pH、電気伝導率			
地下水水位	地下水水位	地下水水位、表流水連続測定	地下水水位、表流水連続測定	孔内温度、流量	雨量計(如分場)、各沈砂池の流入口(三角堰等)、 水位計 如分場内：H19-1、H19-3(付替)、H16-25、H16-15(付替)、H22-7 (隣接区域) 中瀬池側：H16-8(付替)、H17-30-2、 西水路側：H16-10、H23-1、H16-5、 ツツミミヅ、H17-29-2、H16-9-2	目視により沈下や湧水等がないことを確認する	1回/間隔
				硫化水素、メタン、アモニア、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素			
土木的リスク	土木的リスク	維持管理点検	維持管理点検	雨量計、表流水量	如分場全般	土相により沈下や湧水等がないことを確認する	年1回 異常気象後 ¹⁾
				地下水水位			
地下水水位	地下水水位	地下水水位調査	地下水水位調査	覆土工、雨水排水工、調整池、押入盛土工、染み出し抑止工等	中瀬池側、西水路側 各1点(新設)	染み出し抑止工より地下水水位が上昇しないことを確認する	0.5h間隔
				地下水水位			
地下水水位	地下水水位	地下水水位調査	地下水水位調査	電気伝導率	既存計測地点(残存したボーリング孔)	水位変動状況や如分場内外の水位差より地下水流動状況を評価	年12回
				電気伝導率			

(2) 対策工事中の作業基準及び作業環境対策

廃棄物の飛散・流出防止工、浸出水拡散防止工においては勾配の急な長大法面上での作業や、軟弱な地盤上での作業など、施工に悪影響を及ぼすおそれがあるため、下記の対策を実施する。

勾配の急な長大法面上での作業事故の防止

- ・ 厚層基材吹付工、連続繊維補強土工における転落防止対策
命綱を確実な構造物、樹木などで固定する。
- ・ 厚層基材吹付工、連続繊維補強土工の法面整形に伴う廃棄物飛散流出防止
伐根時の廃棄物掘削は最小限とする。法面整形後早急に吹付工を行う。

軟弱地盤上での作業事故の防止

- ・ 抑止工（矢板工）施工重機の転倒を防止
敷き鉄板、地盤改良などによる確実な施工足場を確保する。

その他

- ・ 染み出し抑止工施工時の廃棄物の飛散・流出防止
抑止工施工時の掘削、攪拌、打設などによる廃棄物層の露出を防止する。

2 緊急時の連絡体制

特定支障除去等事業の実施にあたっては、事故及び不測の事態により環境への影響が生じた場合に備えて、被害の拡大防止など、迅速かつ的確な対応が図られるよう連絡体制表（図 - 2）を策定し、県、市、消防、警察等の関係者に対する連絡体制を整備する。

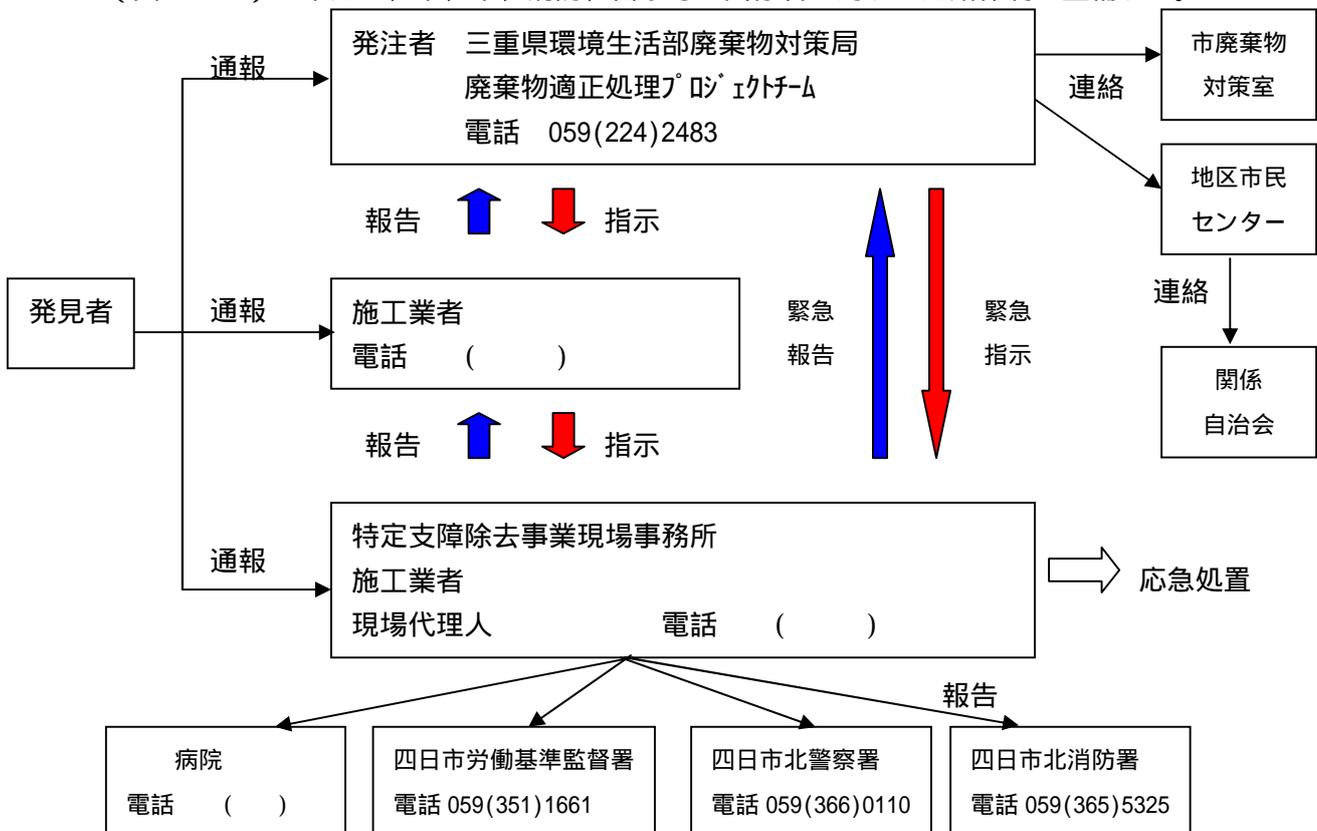


図 - 2 連絡体制図

3 実施計画策定にあたって住民の意見等が反映される必要な措置

本事案については、建設的で双方向のリスクコミュニケーションを通じて、周辺生活環境の保全を図り、地元住民の安全・安心を確保することを目的として、地元・学識経験者・市・県による協議を積み重ねてきた。

今後とも、関係者との情報共有を図るため、必要に応じて工事実施状況やモニタリングデータ等の情報提供や説明会、現地見学会を実施していく。

4 実施計画に対する三重県環境審議会の意見

三重県環境審議会からは、平成24年9月11日に次のような意見をいただいた。

四日市市大矢知町・平津町地内産業廃棄物不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画（案）については妥当である。

5 実施計画に対する四日市市の意見

本実施計画策定にあたり、四日市市からは平成24年12月7日、次のような意見をいただいた。

本実施計画（案）について特段の意見はありませんが、事業の実施にあたって次のことを要望します。

事業の実施に先立ち、必要事項について関係機関と十分に協議・調整を図ってください。

事業主体として土地所有者を含む関係者に事業の趣旨等の説明を十分に行い、理解を求めてください。

当該区域に隣接する道路は交通量が多く、また近隣には小中学校も位置していることから、工事車両の交通安全には十分に配慮した施工計画を立ててください。

周辺環境に影響を及ぼさないよう慎重かつ確実に工事を実施するとともに、早期に地域住民の安全・安心が確保されるよう工期の短縮に努めてください。

対策中及び対策後のモニタリング調査結果並びに中間検証については、必要に応じて学識経験者に評価を求めるとともに、これまでと同様、関係自治会と情報共有を図ってください。